

沖縄県環境影響評価技術指針

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第4条第1項の規定に基づき、対象事業に係る環境影響評価及び事後調査が適切に行われるために必要な技術的指針（以下「沖縄県環境影響評価技術指針」という。）を次のとおり定める。

沖縄県環境影響評価技術指針

目次

- 第1章 総論
 - 第1 趣旨
 - 第2 基本方針
 - 第3 計画段階配慮事項についての検討の実施手順
 - 1 配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の事項
 - 2 位置等に関する複数案の設定
 - 3 事業特性及び地域特性の把握
 - 4 影響要因及び環境要素の抽出
 - 5 計画段階配慮事項の選定
 - 6 調査、予測及び評価の手法の選定の基本的考え方
 - 7 調査、予測及び評価の手法の選定
 - 8 配慮書の作成
 - 9 配慮書についての意見の聴取
 - 10 配慮書対象事業が実施されるべき区域等の選定等
 - 第4 環境影響評価及び事後調査の実施手順
 - 1 事業特性及び地域特性の把握
 - 2 影響要因及び環境要素の抽出
 - 3 環境影響評価の項目の選定
 - 4 調査、予測及び評価の手法の選定の基本的考え方
 - 5 調査、予測及び評価の手法の選定
 - 6 方法書の作成
 - 7 調査、予測及び評価の実施
 - 8 環境保全措置に関する事項
 - 9 事後調査の項目及び手法等の選定
 - 10 環境影響の総合的な評価
 - 11 準備書の作成
 - 12 評価書の作成
 - 13 評価書の補正
 - 14 事後調査の実施
 - 15 事後調査報告書の作成
 - 第5 その他の留意事項
 - 第6 都市計画に定められる対象事業等の特例に基づく事業者の読替え
- 第2章 各論
 - 第1 環境の自然環境的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
 - 第2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
 - 第3 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
 - 第4 環境への負荷の量の程度により調査、予測及び評価されるべき環境要素
 - 第5 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素
- 第3章 港湾環境影響評価に係る技術指針
 - 第1章 総論

第1 趣旨

この沖縄県環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）は、沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、環境影響評価及び事後調査が適切に実施されるために必要な技術的事項等を定めるものである。

第2 基本方針

この技術指針は、条例の配慮書対象事業及び対象事業に共通するものとして定めるものである。

この技術指針において示す計画段階配慮事項及び対象事業に係る環境影響評価の項目は、配慮書対象事業及び対象事業の内容を踏まえ、配慮書対象事業及び対象事業の実施に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）の細区分ごとに当該影響要因によって影響を受けるおそれのある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）の細区分を示したものであり、配慮書事業者にとっては、計画段階配慮事項の選定に影響を及ぼす配慮書対象事業の内容並びに事業実施想定区域及び配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域の社会的状況及び自然的状況を踏まえ、この技術指針に定めるところにより、計画段階配慮事項を選定するものとし、事業者にとっては、対象事業に係る環境影響評価の項目の選定に影響を及ぼす対象事業の内容並びに対象事業実施区域及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の社会的状況及び自然的状況を踏まえ、この技術指針に定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目を選定するものとする。

特に本県は、我が国で唯一の亜熱帯性多雨気候の島しょからなり、自然環境面では、他の都道府県には例のない多くの固有種を含み、特殊な生態系を有している。一方、島しょ性という狭あいな自然環境は、ぜい弱で環境容量が小さく、開発等が大きな影響を与えると考えられることから、配慮書事業者及び事業者は、環境影響評価及び事後調査を行うに当たっては、このような県土の特性に十分配慮するものとする。

この技術指針で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

この技術指針は、今後の科学的知見の進展、事例の積み重ね等に応じて適切な科学的判断を加え、必要に応じて変更を行うものとする。

第3 計画段階配慮事項についての検討の実施手順

計画段階配慮事項についての検討は、図1に示す実施手順により行うものとする。

1 配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の事項

条例第4条の2の技術指針で定める事項は、配慮書対象事業を実施する区域の位置、配慮書対象事業の規模又は配慮書対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する事項であって、計画段階配慮事項についての検討に資する諸元を含むものとする。

2 位置等に関する複数案の設定

(1) 配慮書事業者は、計画段階配慮事項についての検討に当たっては、配慮書対象事業を実施する区域の位置、配慮書対象事業の規模又は配慮書対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する複数案（以下「位置等に関する複数案」という。）を適切に設定するものとし、位置等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

(2) 配慮書事業者は、(1)の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、配慮書対象事業を実施する区域の位置又は配慮書対象事業の規模に関する複数案の設定を優先させるよう努めるものとし、また、配慮書対象事業の実施に伴う重大な環境影響を回避し、又は低減するために配慮書対象事業に係る建造物等の構造及び配置が重要となる場合があることに留意するものとする。

(3) 配慮書事業者は、(1)の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、配慮書対象事業に代わる事業の実施により当該配慮書対象事業の目的が達成される場合その他配慮書対象事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとし、当該案を含めない場合はその理由を明らかにするものとする。

3 事業特性及び地域特性の把握

配慮書事業者は、計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うために必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす配慮書対象事業の内容（以下第3において「事業特性」という。）並びに事業実施想定区域及び配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲である

と想定される地域の社会的状況及び自然的状況（以下第3において「地域特性」という。）に関し、次に掲げる項目を把握するものとする。

(1) 事業特性に関する項目

事業特性に関しては、次のアからカまでに示す項目に係る情報を把握することとする。

- ア 配慮書対象事業の種類
- イ 配慮書対象事業の目的（配慮書対象事業計画の検討の経緯を含む。）
- ウ 事業実施想定区域の位置
- エ 配慮書対象事業の規模及び内容並びに供用に関する事項
- オ 配慮書対象事業に係る工事計画の概要
- カ その他の配慮書対象事業に関する事項

(2) 地域特性に関する項目

地域特性に関しては、事業実施想定区域の自然環境の状況を総合的に把握するものとし、表1に示す項目について、原則として入手可能な最新の文献その他の資料により情報を把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握することとし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、国、県、市町村、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により情報を収集するものとする。この場合において、当該資料については、その出典を明らかにできるよう整理するものとする。

表1 地域特性に関する項目

項目		内容
社会的状況	行政区画	市町村界 字界
	人口	人口動態 人口密度 人口分布 流域人口 世帯数
	産業	産業構造 産業人口 生産品目 生産額
	土地利用	土地利用状況 市街地及び集落の規模及び分布状況 基地の分布状況 文化財等、埋蔵文化財包蔵地、御嶽、拝所等の分布状況 土砂及び砂利採取の状況
	環境保全についての配慮が特に必要な施設の状況	学校、病院、福祉施設及び文化施設の配置状況等
	水利用	港湾区域 漁港区域 上水、工業用水、農業用水及び地下水の利用状況 漁業権の設定状況
	交通	道路、鉄道、軌道、空港、港湾及び航路の位置及び利用状況
	環境整備	下水道、廃棄物処理施設等の整備及び利用状況
	関係法令等の指定、規制等	関係法令による指定地域及び地区並びに規制内容 自然環境の保全に関する指針等環境保全に関する施策
その他の事項	その他対象事業の種類、周辺の地域等の特性により必要となる事項	
自然的状況	大気環境	気象、大気質、騒音、振動及び悪臭の状況
	水環境	水象、水質及び底質の状況
	土壌及び地盤環境	地形及び地質並びに土壌及び地盤の状況
	植物、動物及び生態系	植物及び動物の生育又は生息状況 植生及び生態系の概況
	景観	景観資源の状況 場、利用及び眺めの状況
	人と自然との触れ合い活動の場	人と自然との触れ合い活動の場の状況 人々が日常的活動を通じて場に対して感じている価値の程度
	歴史的・文化的環境	文化財等、埋蔵文化財包蔵地、御嶽、拝所等の場の状況
	一般環境中の放射性物質の状況	放射線の量

その他の事項	その他対象事業の種類、周辺の地域等の特性により必要となる事項
--------	--------------------------------

4 影響要因及び環境要素の抽出

配慮書対象事業の実施が環境に及ぼす影響を明らかにするために、配慮書対象事業の実施に伴う影響要因を抽出して、配慮書対象事業に係る工事の実施（配慮書対象事業の一部として、事業実施想定区域にある施設等の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。以下第3において同じ。）並びに工事が完了した後の施設等の存在及び状態並びに当該施設等において事業の廃止までの間に行われることが予定される事業活動その他の活動であって配慮書対象事業の目的に含まれるもの（当該施設等の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。以下第3において「施設等の存在及び供用」という。）に区分して整理し、その影響を受けるおそれがある環境要素を表2に掲げる環境要素の中から抽出する。

なお、「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素」のうち環境影響評価法（平成9年法律第81号）において「植物」、「動物」として扱っている項目については、本県は全域が亜熱帯海域に連なる島しょからなるため、陸域では亜熱帯性の生物相や地理的隔離による固有な生物相を有すること、海域では特にサンゴ礁の発達が顕著であることなどの地域特性や赤土の流出に代表されるように陸域における事業が海域に及ぼす影響を考慮する必要があることから、この技術指針では「陸域生物」（陸水域生物を含む。以下同じ。）、「海域生物」として区分し扱うものとする。

表2 環境要素

区分	環境要素
環境の自然環境的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質 騒音 振動 低周波音 悪臭 風害 赤土等による水の濁り 水の汚れ 地下水の水質 底質 水象 土壌汚染 地盤沈下 地形・地質 電波障害 日照阻害
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸域生物 海域生物 生態系
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観 人と自然との触れ合い活動の場 歴史的・文化的環境
環境への負荷の量の程度により調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等 温室効果ガス等
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量

5 計画段階配慮事項の選定

- (1) 計画段階配慮事項の選定に当たっては、4の規定により抽出した環境要素を基に、事業特性及び地域特性を踏まえて、選定するものとする。
- (2) (1)の規定による計画段階配慮事項の選定に当たっては、配慮書対象事業の実施に伴う影響要因が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討し、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、選定した計画段階配慮事項（以下「選定事項」という。）について、選定した理由を明らかにするものとする。
- (3) (1)の規定による計画段階配慮事項の選定に当たっては、事業特性に応じて、工事の実施並びに施設等の存在及び供用による影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

なお、この場合において、工事の実施に係る影響要因の区分については、影響の重大性に着目し、必要に応じ選定するものとする。

- (4) (1)の規定による計画段階配慮事項の選定に当たっては、必要に応じ専門家その他の環境影

響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するとともに、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

6 調査、予測及び評価の手法の選定の基本的考え方

(1) 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法の選定は、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定事項の特性及び配慮書対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次のアからオまでに掲げる選定事項の区分に応じそれぞれアからオまでに定める手法について、7に定めるところにより選定して行うものとする。

ア 環境の自然環境的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素に係る選定事項について

汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できる手法

イ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素に係る選定事項について

(ア) 陸域生物及び海域生物に係る選定事項

陸域及び海域の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上の重要と考えられる種（以下「重要な種」という。）又は希少性の観点からの貴重な種（以下「貴重な種」という。）の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できる手法

(イ) 生態系に係る選定事項

生態系の保全上重要であり、まとめて存在する次に掲げる自然環境等に対する影響の程度を把握できる手法

a 自然林、湿原、河川、藻場、干潟、サンゴ礁、自然海岸、石灰岩段丘、洞窟等の人為的な改変をほとんど受けていない自然環境その他改変により回復することが困難である弱い弱なもの

b 里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。）、里海（礁池、干瀬等を含む。）並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの

c 水源涵（かん）養林、防風林、防潮林、包護林、幕林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境

d 都市に現に存する樹林地その他の緑地（御嶽林、ぐすく周辺林、墓地周辺林、斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。）及び水辺地等であって地域を特徴づける重要な自然環境

ウ 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素に係る選定事項について

(ア) 景観に係る選定事項

景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況並びに身の回りの景観としての場、利用、眺め等について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できる手法

(イ) 人と自然との触れ合い活動の場に係る選定事項

人と自然との触れ合い活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合い活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できる手法

(ウ) 歴史的・文化的環境に係る選定事項

歴史的文化的環境に関し、土地に密接な関係を有する有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群、御嶽、拝所及びこれに準ずるものの状況並びに埋蔵文化財包蔵地の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できる手法

エ 環境への負荷の量の程度により調査、予測及び評価されるべき環境要素に係る選定事項につ

いて

廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できる手法

オ 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素に係る選定事項について

放射線の量の変化を把握できる手法

- (2) 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、事業特性及び地域特性を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるように整理するとともに、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。
 - (3) 手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるように整理するものとする。
 - (4) 配慮書事業者は、計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の結果、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項及びその調査、予測及び評価の手法の選定を追加的に行うものとする。
- 7 調査、予測及び評価の手法の選定

(1) 調査の手法の選定

ア 計画段階配慮事項の調査の手法の選定に当たっては、6に定めるところによるほか、次の(ア)から(ウ)までに掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ(ア)から(ウ)までに定めるものを、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

(ア) 調査すべき情報

選定事項に係る環境要素の状況に関する情報のほか、気象、水象その他の自然的状況及び人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

(イ) 調査の基本的手法

国、県又は市町村が有する文献その他の資料の入手により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法。ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

(ウ) 調査の対象とする地域（以下第3において「調査地域」という。）

配慮書対象事業の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

イ 調査の手法の選定に当たっての留意事項

調査の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(ア) 調査方法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた方法がある環境要素に係る選定事項に係るものについては、当該法令等により定められた方法を踏まえ、適切な調査方法を選定すること。

(イ) 現地調査及び踏査等を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意すること。

(ウ) 調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるようにすること。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行うこと。

(2) 予測の手法の選定

ア 計画段階配慮事項の予測の手法の選定に当たっては、次の(ア)及び(イ)に掲げる予測の手法

に関する事項についてそれぞれ(ア)及び(イ)に定めるものを、知見及び既存資料の充実の程度に応じ、選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定するものとする。

(ア) 予測の基本的な手法

環境の状況の変化又は環境への負荷の量を理論に基づく計算、模型等による実験、事例の引用又は解析等の手法により、可能な限り定量的に把握する手法。ただし、定量的な把握が困難な場合にあつては、定性的に把握する手法とすること。

(イ) 予測の対象とする地域（以下第3において「予測地域」という。）

調査地域のうちから適切に選定された地域

イ 予測の手法の選定に当たっての留意事項

予測の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(ア) 予測方法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項を、選定事項の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにすること。

(イ) 予測の手法を選定するに当たっては、配慮書対象事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにすること。

(3) 評価の手法の選定

計画段階配慮事項の評価の手法の選定に当たっては、計画段階配慮事項に係る調査及び予測の結果を踏まえるとともに、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 位置等に関する複数案が示されている場合は、当該提示されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、及び比較すること。

イ 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、配慮書対象事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討すること。

ウ 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する手法であること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であつて、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

エ 配慮書事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

8 配慮書の作成

条例第4条の3第1項の規定により、配慮書を作成するに当たっては、次に定めるところによるものとする。

(1) 配慮書の記載事項

配慮書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 配慮書対象事業の目的及び内容

(ア) 配慮書対象事業の種類

(イ) 事業実施想定区域

(ウ) 配慮書対象事業の規模及び内容に関する事項

(エ) 配慮書対象事業に係る工事計画の概要

(オ) 配慮書対象事業計画の背景、検討経緯及び必要性

(カ) その他の配慮書対象事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

イ 事業実施想定区域及びその周囲の概況

(ア) 配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域

(イ) 地域特性

(ウ) 地域特性を把握するために現地調査を行った場合にあつては、当該調査項目及び手法

(2) 配慮書の作成に当たっての留意事項

配慮書の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域は、既に入手している情報によって、1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域であること。

イ 地域特性に関する情報については、入手可能な最新かつ最適な文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を表1に掲げる事項の区分に応じて記載すること。

ウ 事業実施想定区域の位置及び地域特性について把握した結果の記載に当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明示するほか、写真等の視覚的に効果のある方法により、明らかにすること。

エ 配慮書対象事業に係る選定事項については、別表を参考に影響要因と環境要素の関係を整理したものを記載するとともに、選定事項並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにすること。この場合において、当該選定事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするとともに、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めること。

オ 条例第4条の3第2項の規定により2以上の配慮書対象事業について併せて配慮書を作成した場合にあつては、配慮書対象事業に係る配慮書において、その旨を明らかにすること。

カ 配慮書対象事業に係る配慮書に沖縄県環境影響評価条例施行規則（平成13年沖縄県規則第87号。以下「規則」という。）第4条第2項に規定する配慮書事業者の見解を記載するに当たっては、意見の概要又は意見の項目ごとに配慮書事業者の見解を明らかにすることにより記載するよう努めること。

キ 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る配慮書に条例第4条の3第1項第4号に掲げる事項を記載するに当たっては、2の(1)及び(3)において明らかにするものとするものとされた事項、留意するものとされた事項である7の(1)のイの(ウ)並びに7の(2)のイの(ア)及び(イ)において明らかにできるようにすることとされた事項並びに7の(3)のエにおいて明らかにできるようにすることとされた事項の概要を併せて記載すること。

9 配慮書についての意見の聴取

条例第4条の6第1項の規定により配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるに当たっては、次に定めるところによるものとする。

(1) 一般的事項

ア 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る配慮書の案又は配慮書について、関係する行政機関の長及び一般の環境の保全の見地からの意見を書面により求めるように努めることとし、当該意見を求めない場合は、その理由を明らかにするものとする。

イ 配慮書事業者は、配慮書対象事業の計画の立案を段階的に行う場合にあつては、当該立案の過程において、配慮書対象事業に係る配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関の長及び一般の環境の保全の見地からの意見を複数回求めるように努めるものとする。

ウ 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る配慮書の案について条例第4条の6第1項の意見を求めるように努めるものとし、この場合においては、まず一般の環境の保全の見地からの意見（以下「一般の意見」という。）を求め、次に関係する行政機関の長の環境の保全の見地からの意見（以下「関係行政機関の長の意見」という。）を求めるように努めるものとする。

エ 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る配慮書について条例第4条の6第1項に規定する意見を求めるに当たっては、条例第4条の4に規定する知事及び配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する市町村長への送付をした後、速やかに、関係

行政機関の長の意見及び一般の意見を同時に求めるように努めるものとする。

(2) 一般の意見の聴取

ア 配慮書事業者は、配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めるときは、当該配慮書の案又は配慮書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、当該公告の日の翌日から起算して30日以上期間を定めて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(ア) 配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(イ) 配慮書対象事業の名称、種類及び規模

(ウ) 事業実施想定区域

(エ) 配慮書の案又は配慮書の縦覧及び公表の方法及び期間

(オ) 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨

(カ) (オ)の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

イ アの規定による公告は、次に掲げる方法のうちいずれか2以上により行うものとする。

(ア) 官報への掲載

(イ) 県の公報若しくは広報紙への掲載又は掲示板への掲示

(ウ) 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村の公報若しくは広報紙への掲載又は掲示板への掲示

(エ) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

(オ) その他適切な手段により一般に周知する方法

ウ アの規定により配慮書の案又は配慮書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

(ア) 配慮書事業者の事務所

(イ) 県の庁舎その他の県の施設

(ウ) 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設

(エ) 事業実施想定区域内の自治会等の協力が得られた場合にあっては、当該自治会等の施設

(オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか、配慮書事業者が利用できる適切な施設

エ アの規定による配慮書の案又は配慮書の公表は、ウの場所において行うとともに、次に掲げるインターネットの利用による公表の方法のうち適切な方法により行うものとする。

(ア) 配慮書事業者のウェブサイトへの掲載

(イ) 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村のウェブサイトへの掲載

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、配慮書事業者が利用できる適切な方法

オ 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、アの配慮書事業者が定める期限内に、配慮書事業者に対し、次に掲げる事項を記載した意見書の提出により、これを述べることができる。

(ア) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(イ) 意見書の提出の対象である配慮書の案又は配慮書の名称

(ウ) 配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見

カ オの意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

(3) 関係行政機関の長の意見の聴取

ア 配慮書事業者は、配慮書の案又は配慮書について関係行政機関の長の意見を求めるときは、その旨を記載した書面に、当該配慮書の案又は配慮書並びに当該配慮書の案について(2)の規定により一般の意見を求めた場合には当該意見の概要及び当該意見についての配慮書事業者の見解を記載した書類を添えて、関係する行政機関の長に送付し、当該書面の送付の日の翌日から起算して60日以上期間を定めて行うものとする。

イ 関係する行政機関の長は、アの規定による書面の送付を受けたときは、アの配慮書事業者が

定める期間内に、配慮書事業者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

ウ 配慮書についてイの書面の提出があったときは、配慮書事業者は、速やかに知事に当該書面を送付するものとする。

(4) 条例第4条の6第2項の規定により説明会（以下「配慮書説明会」という。）を開催するに当たっては、次に定めるところによるものとする。

ア 配慮書事業者は、(2)のアの縦覧期間内に、条例第4条の4に規定する地域内において、配慮書説明会を開催するものとする。この場合において、当該地域内に配慮書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

イ 配慮書事業者は、配慮書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、配慮書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告するものとする。

ウ 配慮書説明会は、できる限り配慮書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により配慮書事業者が必要と認める場合には、配慮書説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

エ イの規定による公告は、次に掲げる方法のうちいずれか2以上により行うものとする。

(ア) 官報への掲載

(イ) 県の公報若しくは広報紙への掲載又は掲示板への掲示

(ウ) 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村の公報若しくは広報紙への掲載又は掲示板への掲示

(エ) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

(オ) その他適切な手段により一般に周知する方法

オ イの規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(ア) 配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(イ) 配慮書対象事業の名称、種類及び規模

(ウ) 事業実施想定区域

(エ) 配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域の範囲

(オ) 配慮書説明会の開催を予定する日時及び場所

(カ) その他参考となる事項

10 配慮書対象事業が実施されるべき区域等の選定等

(1) 条例第4条の7の規定により1で定める事項の選定の経緯及び選定した事項（以下「選定経緯等」という。）を公表する場所は、配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域内において、次に掲げる場所のうちから、できる限り一般の参集の便を考慮して定めるものとする。

ア 配慮書事業者の事務所

イ 県の庁舎その他の県の施設

ウ 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設

エ 事業実施想定区域内の自治会等の協力が得られた場合にあっては、当該自治会等の施設

オ アからエまでに掲げるもののほか、配慮書事業者が利用できる適切な施設

(2) 条例第4条の7の規定による選定経緯等の公表は、(1)の場所において行うとともに、次に掲げるインターネットの利用による公表の方法のうち適切な方法により行うものとする。

ア 配慮書事業者のウェブサイトへの掲載

イ 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村のウェブサイトへの掲載

ウ ア及びイに掲げるもののほか、配慮書事業者が利用できる適切な方法

(3) (1)及び(2)に規定する方法による公表は、選定経緯等の内容を周知するための相当な期間を定めて行うものとする。

(4) 1で定める事項の選定の経緯には、次に掲げる事項を含むものとする。

- ア 条例第4条の5の知事の意見
- イ 配慮書の案又は配慮書についての関係行政機関の長の意見がある場合には、その意見
- ウ 配慮書の案又は配慮書についての一般の意見がある場合には、その概要
- エ アからウまでについての配慮書事業者の見解
- オ 環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

第4 環境影響評価及び事後調査の実施手順

対象事業に係る環境影響評価及び事後調査は、図2に示す実施手順により行うものとする。

1 事業特性及び地域特性の把握

事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項についての検討の経緯等について整理した上で、当該選定を行うために必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象事業実施区域及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の社会的状況並びに自然的状況（以下「地域特性」という。）に関し、次に掲げる項目を把握するものとする。

(1) 事業特性に関する項目

事業特性に関しては、次のアからカまでに示す項目に係る情報を把握することとする。この場合において、当該情報を把握するに当たっては、当該事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。

- ア 対象事業の種類
- イ 対象事業の目的（対象事業計画の検討の経緯を含む。）
- ウ 対象事業実施区域の位置
- エ 対象事業の規模及び内容並びに供用に関する事項
- オ 対象事業に係る工事計画
- カ その他の対象事業に関する事項

(2) 地域特性に関する項目

地域特性に関しては、対象事業実施区域の自然環境の状況を総合的に把握するものとし、表1に示す項目について、入手可能な最新の文献その他の資料により情報を把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握することとし、必要に応じ、国、県、市町村、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、原則として、現地の状況を確認するよう努めるものとする。この場合において、当該資料については、その出典を明らかにできるよう整理するものとする。

2 影響要因及び環境要素の抽出

対象事業の実施が環境に及ぼす影響を明らかにするために、対象事業の実施に伴う影響要因を抽出して、対象事業に係る工事の実施（対象事業の一部として、対象事業実施区域にある施設等の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。以下同じ。）並びに工事が完了した後の施設等の存在及び状態並びに当該施設等において事業の廃止までの間に行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの（当該施設等の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。以下「施設等の存在及び供用」という。）に区分して整理し、その影響を受けるおそれがある環境要素を表2に掲げる環境要素の中から抽出する。

3 環境影響評価の項目の選定

- (1) 環境影響評価を行う項目（以下「評価項目」という。）の選定に当たっては、2の規定により抽出した環境要素を基に、事業特性及び地域特性を踏まえて、選定するものとする。
- (2) (1)の規定による評価項目の選定に当たっては、対象事業の実施に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討し、選定の結果を一覧できるよう整理するとともに、評価項目として選定した理由を明らかにするものとする。
- (3) (1)の規定による評価項目の選定に当たっては、事業特性に応じて、工事の実施並びに施設等の存在及び供用による影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環

境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

(4) (1)の規定による項目の選定に当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するとともに、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

(5) 環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じた場合にあつては、必要に応じ選定した項目の見直しを行うものとする。

4 調査、予測及び評価の手法の選定の基本的考え方

(1) 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定は、評価項目ごとに評価項目の特性及び対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次のアからオまでに掲げる評価項目の区分に応じそれぞれアからオまでに定める手法について、5に定めるところにより選定して行うものとする。

ア 環境の自然環境的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素に係る評価項目について

汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できる手法

イ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素に係る評価項目について

(ア) 陸域生物及び海域生物に係る評価項目

陸域及び海域の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される重要な種又は貴重な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できる手法

(イ) 生態系に係る評価項目

地域を特徴づける生態系に関し、(ア)の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。）及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響の程度その他の生態系への環境影響の程度を把握できる手法

ウ 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素に係る評価項目について

(ア) 景観に係る評価項目

景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況並びに身の回りの景観としての場、利用、眺め等について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できる手法

(イ) 人と自然との触れ合い活動の場に係る評価項目

人と自然との触れ合い活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合い活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できる手法

(ウ) 歴史的・文化的環境に係る評価項目

歴史的文化的環境に関し、土地に密接な関係を有する有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群、御嶽、拝所及びこれに準ずるものの状況並びに埋蔵文化財包蔵地の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できる手法

エ 環境への負荷の量の程度により調査、予測及び評価されるべき環境要素に係る評価項目について

廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できる手法

オ 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素に係る評価項目に

ついて

放射線の量の変化を把握できる手法

- (2) 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、事業特性及び地域特性を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するとともに、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。
 - (3) 手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理するものとする。
 - (4) 対象事業に係る環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ選定された手法の見直しを行うものとする。
 - (5) (1)の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項についての検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。
- 5 調査、予測及び評価の手法の選定
- (1) 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、本県が亜熱帯性多雨気候の島しょからなること、特殊な生態系を有していること及び島しょ性からくるぜい弱で環境容量が小さな自然環境であることを考慮に入れ、第2章に示す参考となる調査、予測及び評価の手法（以下「参考手法」という。）を勘案しつつ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、事業特性及び地域特性を踏まえ最適な手法を選定するものとし、必要に応じ、参考手法より簡略化された調査若しくは予測の手法（以下「簡略化手法」という。）を選定し、又は参考手法より詳細な調査若しくは予測の手法（以下「重点化手法」という。）を選定するものとする。ただし、当該選定は、本技術指針と同等以上の技術的精度を有する手法によることを妨げるものではない。
 - ア 簡略化手法は、次に掲げる要件のいずれかに該当すると認められる場合に選定するものとする。
 - (ア) 評価項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。
 - (イ) 対象事業実施区域又はその周囲に、評価項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。
 - (ウ) 類似の事例により評価項目に関する環境影響の程度が明らかであること。
 - (エ) 評価項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、参考手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。
 - イ 重点化手法は、次に掲げる要件のいずれかに該当すると認められる場合に選定するものとする。
 - (ア) 事業特性により、評価項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。
 - (イ) 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が、次に規定する評価項目に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
 - a 評価項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象
 - b 評価項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象
 - c 評価項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域
 - d 「自然環境の保全に関する指針」において、「自然環境の厳正な保護を図る区域」及び「自然環境の保護・保全を図る区域」に区分される地域
 - (2) 調査の手法の選定
 - ア 対象事業に係る環境影響評価の調査の手法の選定に当たっては、4に定めるところによるほか、次の(ア)から(オ)までに掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ(ア)から(オ)までに定めるものを、評価項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該評価項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該評価項目に係る予測及び評価におい

て必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。この場合において、地域特性を踏まえるに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化する事に留意するものとする。

(ア) 調査すべき情報

評価項目に係る環境要素の状況に関する情報のほか、気象、水象その他の自然的状況及び人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

(イ) 調査の基本的手法

国、県又は市町村が有する文献その他の資料の入手、専門家からの科学的知見の聴取、現地調査、聞き取り調査及びその他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

(ウ) 調査の対象とする地域（以下「調査地域」という。）

対象事業の実施により評価項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

(エ) 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（以下「調査地点」という。）

調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

(オ) 調査に係る期間、時期又は時間帯（以下「調査期間等」という。）

調査項目の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

イ 調査の手法の選定に当たっての留意事項

調査の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(ア) 調査方法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた方法がある環境要素に係る評価項目に係るものについては、当該法令等により定められた方法を踏まえ、適切な調査方法を選定すること。

(イ) 調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるように、年間を通じた調査にかかるものについては、必要に応じて観測結果の変動が少ない事が想定される時期に開始するように調査に係る期間を設定すること。

(ウ) 調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意すること。

(エ) 調査により得られる情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるようにすること。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行うこと。

(オ) 既存の長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合には、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにすること。

(3) 予測の手法の選定

ア 対象事業に係る環境影響評価の予測の手法の選定に当たっては、4に定めるところによるほか、次の(ア)から(エ)までに掲げる予測の手法に関する事項についてそれぞれ(ア)から(エ)までに定めるものを、評価項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、当該評価項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該評価項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

(ア) 予測の基本的な手法

環境の状況の変化又は環境への負荷の量を理論に基づく計算、模型等による実験、事例の引用又は解析等の手法により、定量的に把握する手法。ただし、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法とし、定量的な把握が困難であることの理由を明らかにすること。

(イ) 予測の対象とする地域（以下「予測地域」という。）

調査地域のうちから適切に選定された地域

(ウ) 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点（以下「予測地点」という。）

評価項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点

(エ) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（以下「予測対象時期等」という。）

供用開始後定常状態になる時期及び環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定する事ができる場合に限る。）、工事の実施による影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯

イ 予測の手法の選定に当たっての留意事項

予測の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(ア) 予測の対象とする時期については、供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象期間内で大きく変化する場合又は対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用される事が予定されている場合にあっては、必要に応じ予測対象時期等での予測に加え中間的な時期での予測を行うこと。

(イ) 予測方法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項を、評価項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにすること。

(ウ) 対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況）を明らかにできるように整理し、これを勘案して予測が行われるようにすること。この場合において、将来の環境の状況の推定に当たって、国、県及び市町村が有する情報を収集して推定するよう努めるものとし、将来の環境の状況の推定に当たって、国、県又は市町村により行われる環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるように整理すること。

(エ) 予測の手法を選定するに当たっては、対象事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにすること。この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつき程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする。

(4) 評価の手法の選定

対象事業に係る環境影響評価の評価の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 調査及び予測の結果並びに8の(1)の規定による検討を行った場合においては、その結果を踏まえ、対象事業の実施により評価項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する手法であること。この場合において評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。

イ 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策によって、評価項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する手法であること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

ウ 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

6 方法書の作成

条例第5条第1項の規定により、方法書を作成するに当たっては、次に定めるところによるものとする。

(1) 方法書の記載事項

方法書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 対象事業の目的及び内容

(ア) 対象事業の種類

(イ) 対象事業実施区域

(ウ) 対象事業の規模及び内容に関する事項

(エ) 対象事業に係る工事計画

(オ) 対象事業計画の背景、検討経緯及び必要性

(カ) その他の対象事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）

であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

イ 対象事業実施区域及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の概況

(ア) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

(イ) 地域特性

(ウ) 地域特性を把握するために現地調査を行った場合にあっては、当該調査項目及び手法

(2) 方法書の作成に当たっての留意事項

方法書の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、既に入手している情報によって、1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域であること。

イ 地域特性に関する情報については、入手可能な最新かつ最適な文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を表1に掲げる事項の区分に応じて記載すること。

ウ 対象事業実施区域の位置及び地域特性について把握した結果の記載に当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明示するほか、写真等の視覚的に効果のある方法により、明らかにすること。

エ 対象事業に係る評価項目については、別表を参考に影響要因と環境要素の関係を整理したものを記載するとともに、評価項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにすること。この場合において、当該評価項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするとともに、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めること。

オ 条例第5条第2項の規定により2以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合には、対象事業に係る方法書において、その旨を明らかにすること。

カ 対象事業に係る方法書に条例第5条第1項第8号及び規則第11条第2号イに規定する事業者の見解を記載するに当たっては、意見の概要又は意見の項目ごとに事業者の見解を明らかにすることにより記載すること。

7 調査、予測及び評価の実施

対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価を実施するに当たっては、対象事業に係る方法書についての知事の意見を勘案するとともに、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配意して、方法書の記載事項について検討を加え、評価項目並びに調査、予測及び評価の手法を必要に応じて選定し直し、調査、予測及び評価を行うものとする。

8 環境保全措置に関する事項

対象事業に係る環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）に関する事項については、次に定めるところによる。

(1) 環境保全措置の検討

ア 対象事業に係る環境影響評価を行うに当たっては、対象事業の実施による環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、

実行可能な範囲内で評価項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として、環境保全措置を検討するものとする。

イ 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響を回避させ、又は低減させる措置の検討の結果を踏まえ、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討するものとする。

(2) 検討結果の検証

環境保全措置の検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討を通じて、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかについて検証するものとする。

(3) 検討結果の整理

環境保全措置の検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるように整理するものとする。

ア 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容

イ 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要な応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度

ウ 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響

エ 代償措置にあつては、環境影響を回避させ、又は低減させることが困難である理由

オ 代償措置にあつては、損なわれる環境及び当該環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ、又は創出される当該環境に係る環境要素の種類及び内容

カ 代償措置にあつては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠

(4) (1)のアの規定による検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理するものとする。

(5) 位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行ったときは、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理するものとする。

(6) (1)の規定による検討に当たっては、必要に応じ監視の体制の整備その他の環境保全措置を適切に行うための措置についても併せて検討するものとする。

9 事後調査の項目及び手法等の選定

事後調査の項目及び手法等の選定に当たっては、次に定めるところによるものとする。

(1) 事後調査項目

ア 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当すると認められる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、当該おそれを生じさせる項目について対象事業に係る工事の実施中及び施設等の供用開始後の環境の状態を把握するための調査を行うものとする。

(ア) 予測の不確実性の程度が大きい評価項目について環境保全措置を講ずる場合

(イ) 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合

(ウ) 工事の実施中及び施設等の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合

(エ) 代償措置を講ずる場合であつて、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

イ 対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況について調査を行うほか、必要に応じ予測条件に係る項目についても調査を行うものとする。

(2) 事後調査の手法

原則として、環境影響評価において選定した手法であるものとする。

(3) 事後調査の対象とする地域及び地点

原則として、環境影響評価における予測地域及び予測地点であるものとする。

(4) 事後調査を行う時期、時間帯又は期間

ア 環境影響評価において予測の対象とした時期のうち、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるような適切な時期、時間帯とする。

イ 事後調査を行う期間は、原則として供用後の環境状態等が定常状態で維持されることが明らかとなるまで又は将来における環境状態等が悪化することがないことが明らかとなるまでとする。

(5) 事後調査の項目及び手法の選定に当たっての留意事項

ア 事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(ア) 事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定すること。

(イ) 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。

(ウ) 事後調査の実施そのものに伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、可能な限り環境への影響の少ない事後調査の手法を選定すること。

(エ) 必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的根拠に基づき事後調査の手法を選定すること。

イ 事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするよう努めるものとする。

(ア) 事後調査を行うこととした理由

(イ) 事後調査の項目及び手法

(ウ) 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針

(エ) 国、県、市町村その他の事業者以外の者（以下「国等」という。）が把握する環境の状況に関する情報を活用する場合においては、当該国等との協力又は当該国等への要請の方法及び内容

(オ) 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては、当該主体の氏名（法人にあっては、その名称）並びに当該主体との協力又は当該主体への要請の方法及び内容

(カ) その他事後調査の実施に関し必要な事項

ウ 事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うこととする。

10 環境影響の総合的な評価

条例第12条の規定により環境影響評価を行うに当たっては、評価項目ごとの調査、予測及び評価の結果を一覧できるように取りまとめること等により、他の評価項目に係る環境要素に及ぼすおそれがある影響について留意しながら、評価項目ごとの調査、予測及び評価の結果に基づいて対象事業が環境に与える影響を総合的な見地から評価するものとする。

11 準備書の作成

条例第13条第1項の規定により、準備書を作成するに当たっては、次に定めるところによるほか、当該準備書の内容を要約した要約書を併せて作成するものとする。

(1) 準備書の記載事項

準備書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 6の(1)に掲げる方法書の記載事項

イ 対象事業の工事の実施に係る工法、期間、工程等の工事計画の概要

ウ その他対象事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

(2) 準備書の作成に当たっての留意事項

準備書の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 6の(2)の規定を準用するものとし、この場合における読替は、6の(2)のイ中「その他の資料」とあるのは「その他の資料及び1の(2)による聴取又は確認」と、6の(2)のオ中「方法書」とあるのは「準備書」とすること。

イ 対象事業に係る準備書に条例第13条第1項第4号に規定する事業者の見解を記載するに当たっては、意見の概要又は意見の項目ごとに事業者の見解を明らかにすることにより記載するこ

と。

ウ 事業者は、対象事業に係る準備書に条例第13条第1項第6号アに掲げる事項を記載するに当たっては、留意するものとされた事項である、5の(2)のイの(エ)並びに5の(3)のイの(イ)及び(エ)において明らかにできるようにすることとされた事項、5の(2)のイの(オ)において比較できるようにすることとされた事項、5の(3)のイの(ウ)において明らかにできるように整理することとされた事項並びに5の(4)のウにおいて明らかにできるようにすることとされた事項の概要を併せて記載すること。

エ 対象事業に係る準備書に条例第13条第1項第6号イに掲げる事項を記載するに当たっては、8の(1)の規定による検討の状況、8の(2)の規定による検証の結果、8の(3)のアからカまでに掲げる事項、8の(4)の規定による具体的な内容、8の(5)の規定による検討の内容及び8の(6)の規定による検討の状況を記載すること。

オ 対象事業に係る準備書に条例第13条第1項第6号ウに掲げる事項を記載するに当たっては、工事中及び供用後に区分して事後調査の項目ごとに記載するものとし、併せて9の(5)のイの(ア)から(カ)までに掲げる事項のうち明らかにされた事項を記載すること。

カ 対象事業に係る準備書に条例第13条第1項第6号エに掲げる事項を記載するに当たっては、同号アからウまでに掲げる事項の概要を一覧できるよう取りまとめて記載すること。

12 評価書の作成

条例第20条第2項の規定により、評価書を作成するに当たっては、次に定めるところによるほか、当該評価書の内容を要約した要約書を併せて作成するものとする。

(1) 評価書の記載事項

11の(1)の規定を準用する。

(2) 評価書の作成に当たっての留意事項

評価書の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 11の(2)の規定を準用すること。

イ 準備書に記載されている事項を修正した場合には、その修正の経過及び理由を明らかにするとともに、修正前後の内容を対比することにより、修正部分を明らかにすること。

13 評価書の補正

条例第23条第2項の規定により対象事業に係る評価書の補正をするに当たっては、補正前の対象事業に係る評価書に記載した事項との相違を明らかにするものとするほか、補正後の評価書の内容を要約した要約書を併せて作成するものとする。

14 事後調査の実施

(1) 評価書に記載した事後調査の項目及び手法に基づいて行うとともに、その結果により、必要に応じて環境保全措置を講じることとする。

(2) 事後調査の項目及び手法は、条例第39条第1項の規定に基づく知事の環境の保全についての措置の要求を勘案して、事後調査の開始後1年ごとに再検討するものとする。

(3) 事後調査及び環境保全措置は、条例第36条の規定に基づく事後調査報告書の作成後、条例第39条第1項の規定に基づく知事の環境の保全についての措置の要求がなされるまでの間も、継続して実施するものとする。

15 事後調査報告書の作成

条例第36条の規定により事後調査報告書を作成するに当たっては、次に定めるところによるものとする。

(1) 事後調査報告書の記載事項

事後調査報告書に条例第36条第7号に規定する事項を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 事後調査の結果、継続して講じる必要のある環境保全措置の項目及びその理由並びに継続して行う必要のある事後調査の項目及びその理由

イ 事後調査の結果、環境保全措置は継続して講じる必要はあるが事後調査は継続して行う必要がない場合の、継続して講じる環境保全措置の項目及びその理由並びに継続して行う必要がない事後調査の項目及びその理由

- ウ 事後調査の結果、継続して環境保全措置を講じる必要はないが事後調査は継続して行う必要がある場合の、継続して講じる必要のない環境保全措置の項目及びその理由並びに継続して行う必要のある事後調査の項目及びその理由
- エ 事後調査の結果、継続して講じる必要のない環境保全措置の項目及びその理由並びに継続して行う必要のない事後調査の項目及びその理由
- オ 事後調査の結果及びアからエまでに掲げる事項を踏まえた、対象事業の実施に係る環境影響の総合的な評価
- カ 専門家の助言を受けた場合はその内容及び専門分野等（可能な限り、専門家の所属機関の種別を含めるものとする。）

(2) 事後調査報告書の作成に当たっての留意事項

事後調査報告書の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ア 評価書に記載した環境保全措置を変更して実施した場合にあっては、その変更の内容及び理由を明らかにするとともに、変更前後の内容を対比することにより、変更部分を明らかにすること。この場合において、変更後の環境保全措置について8の(3)に掲げる事項を明らかにすること。
- イ 事後調査の結果の検討に基づき必要となった環境の保全のための措置については、その措置の内容について8の(3)に掲げる事項を明らかにすること。
- ウ 国等が把握する環境の状況に関する情報を活用した場合は、当該情報の出典及び妥当性を明らかにできるよう整理すること。
- エ 事後調査報告書に希少な動植物の生息又は生育に関する情報を記載する場合には、必要に応じ公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行うこと。
- オ 対象事業実施区域、事後調査の地域及び事後調査の地点の記載に当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明示するほか、写真等の視覚的に効果のある方法により、明らかにすること。

第5 その他の留意事項

1 出典の明示

既存の文献等から各種の情報を引用する場合には、出典（文献名、著者、作成時期、調査機関名等）を明示するものとする。

2 環境影響評価関連図書の記述に当たっての注意

(1) 配慮書の案、配慮書、方法書、準備書、評価書及び事後調査報告書の記述に当たっては、できる限り簡素かつ平易な文章表現とし、図表及び写真等を効果的に用いることにより、視覚的にわかりやすくするとともに、専門用語には解説を加えるなど、理解しやすい記述方法に努めるものとする。

(2) 配慮書、方法書、準備書又は評価書を要約した書類については、その内容を図表等を効果的に用いることにより、視覚的にわかりやすくまとまりのある記述方法に努めるものとする。

第6 都市計画に定められる対象事業等の特例に基づく事業者の読替え

条例第41条の2第1項及び第2項並びに第42条第1項及び第2項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価及び事後調査を行う場合については、第2中「配慮書事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第3及び第4中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と読み替えるものとする。

第2章 各論

対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法（項目、方法、地域、地点、期間等）については、環境要素ごとに以下に示すとおりとする。

第1 環境の自然環境的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

環境要素	調査、予測及び評価の手法
大気質	<p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>次に掲げる項目の中から、事業特性及び地域特性を踏まえて、予測及び評価を行うために必要なものを選択する。</p> <p>ア 大気質の状況</p> <p>(ア) 環境基準設定項目</p> <p>環境基本法（平成5年法律第91号）第16条及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条に基づく大気に係る環境基準が設定されている物質</p> <p>(イ) 規制項目</p> <p>大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第1項第2号、第3号、同条第4項及び第5項に規定する物質（ただし、(ア)に掲げる物質を除く。）</p> <p>(ウ) その他の項目</p> <p>浮遊粉じん、炭化水素（非メタン炭化水素に限る。）、その他必要な物質</p> <p>イ 気象の状況</p> <p>風向、風速、気温、日射量、放射収支量、雲量等</p> <p>ウ その他必要事項</p> <p>(ア) 地形及び工作物の状況</p> <p>大気汚染物質の移流、拡散に影響を及ぼすおそれのある地形及び工作物の状況</p> <p>(イ) 土地利用の状況</p> <p>住宅地、学校、病院等の配置状況その他の土地利用の状況（将来の土地利用を含む。）</p> <p>(ウ) 主要な発生源の状況</p> <p>工場、事業場、道路等主要な発生源の分布状況等</p> <p>(エ) 法令による基準等</p> <p>大気汚染防止法等関係法令の規制基準等</p> <p>(2) 調査方法</p> <p>ア 大気質の状況</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。</p> <p>現地調査は、「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）、「ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号）、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号）その他環境省の告示若しくは通知で示されている方法及び工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）に定める方法又はその他適切な方法による。</p>

イ 気象の状況

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。

現地調査は、「地上気象観測指針」（平成5年気象庁）、「高層気象観測指針」（平成7年気象庁）に定める方法又はその他適切な方法による。

ウ その他必要事項

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。

(3) 調査地域

大気汚染物質の拡散の特性を踏まえ、大気汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域

(4) 調査地点

大気汚染物質の拡散の特性を踏まえ、調査地域における大気汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点

(5) 調査期間等

大気汚染物質の拡散の特性を踏まえ、調査地域における大気汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯

2 予測

(1) 予測内容

対象事業の実施により変化する大気汚染物質の濃度又は飛散し、若しくは降下する量とする。

(2) 予測方法

事業特性、地域特性を踏まえて、次に掲げる予測方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

ア 大気拡散式による方法

イ 風洞模型実験による方法

ウ 野外拡散実験による方法

エ 類似事例から推定する方法

オ その他適切な方法

(3) 予測地域

調査地域のうち、大気汚染物質の拡散の特性を踏まえ、大気汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域

(4) 予測地点

大気汚染物質の拡散の特性を踏まえ、予測地域における大気汚染に係る環境影響を的確に把握できる地点

(5) 予測対象時期等

供用開始後の定常状態及び工事の実施による影響が最大となる時期

3 評価

次に掲げる項目について、事業特性及び地域特性を踏まえ、評価を行うこととする。

(1) 環境影響の回避、低減に係る評価

対象事業の実施が、複数の案の比較や実行可能なより良い技術の導入等の環境保全措置により、環境に与える影響について回避され、若しくは低減されているか、又はその程度について評価する。

(2) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性に係る評価

事業者が計画する環境保全措置について、国、県又は関係する市町村が実

	<p>施する環境の保全に関する施策との整合性が図られているかについて評価する。</p>
騒音	<p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>次に掲げる項目の中から、事業特性及び地域特性を踏まえて、予測及び評価を行うために必要なものを選択する。</p> <p>ア 騒音の状況</p> <p>環境騒音及び特定騒音（道路、工場、事業場、鉄道、軌道、航空機、建設作業、風力発電所等）の騒音レベルの状況</p> <p>イ その他必要事項</p> <p>(ア) 地形及び工作物の状況</p> <p>騒音の伝搬に影響を及ぼすおそれのある地形及び工作物の状況</p> <p>(イ) 土地利用の状況</p> <p>住宅地、学校、病院等の配置状況その他の土地利用の状況（将来の土地利用を含む。）</p> <p>(ウ) 主要な発生源の状況</p> <p>工場、事業場、道路、風力発電所等主要な発生源の分布状況等</p> <p>(エ) 法令による基準等</p> <p>騒音規制法（昭和43年法律第98号）等関係法令の規制基準等</p> <p>(2) 調査方法</p> <p>ア 騒音の状況</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。</p> <p>現地調査は、次に掲げる方法又はその他適切な方法による。</p> <p>(ア) 環境騒音</p> <p>「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）に定める方法</p> <p>(イ) 道路交通騒音</p> <p>「騒音に係る環境基準について」に定める方法</p> <p>(ウ) 工場騒音、事業場騒音</p> <p>「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第1号）に定める方法</p> <p>(エ) 鉄道騒音、軌道騒音</p> <p>「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」（平成7年12月20日環大一第174号環境庁大気保全局長通知）に定める方法</p> <p>(オ) 航空機騒音</p> <p>「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第154号）、「小規模飛行場環境保全暫定指針について」（平成2年9月13日付け環大企第342号環境庁大気保全局長通知）に定める方法</p> <p>(カ) 建設作業騒音</p> <p>「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省、建設省告示第1号）に定める方法</p> <p>イ その他必要事項</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。</p> <p>(3) 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>

	<p>(4) 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>(5) 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>2 予測</p> <p>(1) 予測項目 対象事業の実施により変化する騒音レベルとする。</p> <p>(2) 予測方法 事業特性、地域特性を踏まえて、次に掲げる予測方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。 ア 伝搬理論計算式による方法 イ 経験的回帰式による方法 ウ 類似事例から推定する方法 エ その他適切な方法</p> <p>(3) 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>(4) 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえ、予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>(5) 予測対象時期等 供用開始後の定常状態及び工事の実施による影響が最大となる時期</p> <p>3 評価 次に掲げる項目について、事業特性及び地域特性を踏まえ、評価を行うこととする。</p> <p>(1) 環境影響の回避、低減に係る評価 対象事業の実施が、複数の案の比較や実行可能なより良い技術の導入等の環境保全措置により、環境に与える影響について回避され、若しくは低減されているか、又はその程度について評価する。</p> <p>(2) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 事業者が計画する環境保全措置について、国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性が図られているかについて評価する。</p>
振動	<p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目 次に掲げる項目の中から、事業特性及び地域特性を踏まえて、予測及び評価を行うために必要なものを選択する。</p> <p>ア 振動の状況 環境振動及び特定振動（道路、工場、事業場、鉄道、軌道、建設作業等）の振動レベルの状況</p> <p>イ その他必要事項 (ア) 地盤及び地形の状況 振動の伝搬に影響を及ぼすおそれのある地盤及び地形の状況 (イ) 土地利用の状況 住宅地、学校、病院等の配置状況その他の土地利用の状況（将来の土</p>

- 地利用を含む。)
- (ウ) 主要な発生源の状況
 - 工場、事業場、道路等主要な発生源の分布状況等
 - (エ) 法令による基準等
 - 振動規制法（昭和51年法律第64号）等関係法令の規制基準等
- (2) 調査方法
- ア 振動の状況
 - 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。
 - 現地調査は、次に掲げる方法又はその他適切な方法による。
 - (ア) 環境振動
 - 「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和51年環境庁告示第90号）に定める方法
 - (イ) 道路交通振動
 - 振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）に定める方法
 - (ウ) 工場振動、事業場振動
 - 「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」に定める方法
 - (エ) 鉄道振動、軌道振動
 - 「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」（昭和51年3月12日付け環大特第32号環境庁長官勧告）に定める方法
 - (オ) 建設作業振動
 - 振動規制法施行規則に定める方法
 - イ その他必要事項
 - 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。
- (3) 調査地域
- 振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
- (4) 調査地点
- 振動の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点
- (5) 調査期間等
- 振動の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯
- 2 予測
- (1) 予測項目
 - 対象事業の実施により変化する振動レベルとする。
 - (2) 予測方法
 - 事業特性、地域特性を踏まえて、次に掲げる予測方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。
 - ア 伝搬理論計算式による方法
 - 距離減衰理論式等
 - イ 経験的回帰式による方法
 - ウ 類似事例から推定する方法
 - エ その他適切な方法
 - (3) 予測地域
 - 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受け

	<p>るおそれがあると認められる地域</p> <p>(4) 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>(5) 予測対象時期等 供用開始後の定常状態及び工事の実施による影響が最大となる時期</p> <p>3 評価 次に掲げる項目について、事業特性及び地域特性を踏まえ、評価を行うこととする。</p> <p>(1) 環境影響の回避、低減に係る評価 対象事業の実施が、複数の案の比較や実行可能なより良い技術の導入等の環境保全措置により、環境に与える影響について回避され、若しくは低減されているか、又はその程度について評価する。</p> <p>(2) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 事業者が計画する環境保全措置について、国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性が図られているかについて評価する。</p>
低周波音	<p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目 次に掲げる項目の中から、事業特性及び地域特性を踏まえて、予測及び評価を行うために必要なものを選択する。</p> <p>ア 低周波音の状況 一般環境、道路、工場、事業場、鉄道、軌道、航空機、建設作業、風力発電所等の低周波音のG特性音圧レベル及び1/3オクターブバンド音圧レベル（中心周波数1～80Hz）の状況</p> <p>イ その他必要事項 (ア) 地形及び工作物の状況 低周波音の伝搬に影響を及ぼすおそれのある地形及び工作物の状況 (イ) 土地利用の状況 住宅地、学校、病院等の配置状況その他の土地利用の状況（将来の土地利用を含む。） (ウ) 主要な発生源の状況 工場、事業場、道路、風力発電所等主要な発生源の分布状況等</p> <p>(2) 調査方法 ア 低周波音の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。現地調査は、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年環境庁策定）に定める方法又はその他適切な方法による。 イ その他必要事項 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。</p> <p>(3) 調査地域 低周波音の伝搬の特性を踏まえ、低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>(4) 調査地点 低周波音の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>

	<p>(5) 調査期間等 低周波音の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>2 予測</p> <p>(1) 予測項目 対象事業の実施により変化する低周波音のG特性音圧レベル及び1/3オクターブバンド音圧レベルとする。</p> <p>(2) 予測方法 事業特性、地域特性を踏まえて、次に掲げる予測方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。 ア 類似事例から推定する方法 イ 経験的回帰式による方法 ウ 伝搬理論計算式による方法 エ その他適切な方法</p> <p>(3) 予測地域 調査地域のうち、低周波音の伝搬の特性を踏まえ、低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>(4) 予測地点 低周波音の伝搬の特性を踏まえ、予測地域における低周波音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>(5) 予測対象時期等 供用開始後の定常状態及び工事の実施による影響が最大となる時期</p> <p>3 評価 次に掲げる項目について、事業特性及び地域特性を踏まえ、評価を行うこととする。</p> <p>(1) 環境影響の回避、低減に係る評価 対象事業の実施が、複数の案の比較や実行可能なより良い技術の導入等の環境保全措置により、環境に与える影響について回避され、若しくは低減されているか、又はその程度について評価する。</p> <p>(2) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 事業者が計画する環境保全措置について、国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性が図られているかについて評価する。</p>
悪臭	<p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目 次に掲げる項目の中から、事業特性及び地域特性を踏まえて、予測及び評価を行うために必要なものを選択する。</p> <p>ア 悪臭の状況</p> <p>(ア) 特定悪臭物質 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第2条第1項に規定する特定悪臭物質</p> <p>(イ) 臭気指数 悪臭防止法第2条第2項に規定する臭気指数</p> <p>(ウ) 臭気強度</p> <p>(エ) その他の悪臭物質</p> <p>イ 気象の状況 風向、風速、気温、日射量、放射収支量、雲量等</p>

ウ その他必要事項

(ア) 地形及び工作物の状況

悪臭の移流、拡散に影響を及ぼすおそれのある地形及び工作物の状況

(イ) 土地利用の状況

住宅地、学校、病院等の配置状況その他の土地利用の状況（将来の土地利用を含む。）

(ウ) 主要な発生源の状況

工場、事業場、道路等主要な発生源の分布状況等

(エ) 法令による基準等

悪臭防止法等関係法令の規制基準等

(2) 調査方法

ア 悪臭の状況

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。

現地調査は、次に掲げる方法又はその他適切な方法による。

(ア) 特定悪臭物質

「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和47年環境庁告示第9号）に定める方法

(イ) 臭気指数

「臭気指数及び臭気指数排出強度の算定の方法」（平成7年環境庁告示第63号）に定める方法

(ウ) 臭気強度

6段階臭気強度表示法による方法

(エ) その他の悪臭物質

適切な測定方法

イ 気象の状況

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。

現地調査は、「地上気象観測指針」、「高層気象観測指針」に定める方法又はその他適切な方法による。

ウ その他必要事項

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。

(3) 調査地域

悪臭の拡散の特性を踏まえ、悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域

(4) 調査地点

悪臭の拡散の特性を踏まえ、調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点

(5) 調査期間等

悪臭の拡散の特性を踏まえ、調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯

2 予測

(1) 予測項目

対象事業の実施により変化する特定悪臭物質の濃度及び臭気指数とする。

(2) 予測方法

事業特性、地域特性を踏まえて、次に掲げる予測方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

	<p>ア 大気拡散式による方法 イ 類似事例から推定する方法 ウ その他適切な方法</p> <p>(3) 予測地域 調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえ、悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>(4) 予測地点 悪臭の拡散の特性を踏まえ、予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>(5) 予測対象時期等 供用開始後の定常状態となる時期</p> <p>3 評価 次に掲げる項目について、事業特性及び地域特性を踏まえ、評価を行うこととする。</p> <p>(1) 環境影響の回避、低減に係る評価 対象事業の実施が、複数の案の比較や実行可能なより良い技術の導入等の環境保全措置により、環境に与える影響について回避され、若しくは低減されているか、又はその程度について評価する。</p> <p>(2) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 事業者が計画する環境保全措置について、国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性が図られているかについて評価する。</p>
風害	<p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目 次に掲げる項目の中から、事業特性及び地域特性を踏まえて、予測及び評価を行うために必要なものを選択する。</p> <p>ア 地域の風の状況</p> <p>(ア) 上空風 風向、風速及び最大風速等の突風の状況</p> <p>(イ) 地表付近の風 風向、風速及び最大風速等の突風の状況</p> <p>(ウ) 強風 発生場所、発生頻度、風向及び風速の状況</p> <p>イ 風の影響に特に配慮すべき状況 住宅、学校、病院、店舗、横断歩道及びこれらに類する施設等の状況</p> <p>ウ 風害について考慮すべき状況</p> <p>(ア) 大規模建築物等 位置、形状、規模及び分布状況</p> <p>(イ) 地形 土地の高低、標高、傾斜、段丘、台地、崖地、水面等の地形の状況</p> <p>(ウ) 土地利用 住宅地、商業地、緑地等の土地利用の状況</p> <p>(エ) 地形及び工作物の状況 局地風の発生に影響を及ぼすおそれのある地形及び工作物の状況</p> <p>(2) 調査方法</p> <p>ア 地域の風の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。</p>

現地調査は、「地上気象観測指針」、「高層気象観測指針」に定める方法又はその他適切な方法による。

イ 風の影響に特に配慮すべき状況

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。

ウ 風害について考慮すべき状況

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。

(3) 調査地域

風の特徴を踏まえ、風害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び影響を予測し、及び評価するために必要な地域

(4) 調査地点

風の特徴を踏まえ、調査地域における風害に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点

(5) 調査期間等

風の特徴を踏まえ、調査地域における風害に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯

2 予測

(1) 予測内容

対象事業の実施により変化する風向及び風速の変化の程度並びに変化する範囲

(2) 予測方法

事業特性、地域特性を踏まえて、次に掲げる予測方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

ア 風洞模型実験による方法

イ 数値モデルによるシミュレーション解析による方法

ウ 類似事例から推定する方法

エ その他適切な方法

(3) 予測地域

調査地域のうち、風の特徴を踏まえ、風害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域

(4) 予測地点

風の特徴を踏まえ、予測地域における風害に係る環境影響を的確に把握できる地点

(5) 予測対象時期等

風の特徴を踏まえ、予測地域における風害に係る環境影響を的確に把握できる時期

3 評価

次に掲げる項目について、事業特性及び地域特性を踏まえ、評価を行うこととする。

(1) 環境影響の回避、低減に係る評価

対象事業の実施が、複数の案の比較や実行可能なより良い技術の導入等の環境保全措置により、環境に与える影響について回避され、若しくは低減されているか、又はその程度について評価する。

(2) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性に係る評価

事業者が計画する環境保全措置について、国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性が図られているかについて評価

赤土等による水の濁り	<p>する。</p> <p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>次に掲げる項目の中から、事業特性及び地域特性を踏まえて、予測及び評価を行うために必要なものを選択する。</p> <p>ア 平常時及び降雨時における河川、海域の濁度、浮遊物質量、透視度又は透明度の状況(河川にあっては、その調査時における流量等の状況を含む。また、降雨時の調査にあっては、その調査時の降雨等の状況も含む。)</p> <p>イ 降雨時の海域における濁水の拡散の状況</p> <p>ウ 河川、海域の底質中の懸濁物質含量、強熱減量、粒度組成等の状況</p> <p>エ 地形・地質、土壌(種類、分布、粒度組成、沈降速度、流出係数等)、集水域の状況</p> <p>オ 集水域内の赤土等の濁水の主要発生源(裸地等)の状況</p> <p>カ その他必要事項(水利用、湧水等の状況等)</p> <p>(2) 調査方法</p> <p>ア 平常時及び降雨時における河川、海域の濁度、浮遊物質量、透視度又は透明度の状況(河川にあっては、その調査時における流量等の状況を含む。また、降雨時の調査にあっては、その調査時の降雨等の状況も含む。)</p> <p>【平常時】</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。</p> <p>現地調査は、次に掲げる方法又はその他適切な方法による。</p> <p>(ア) 採水方法</p> <p>「水質調査方法」(昭和46年9月30日付け環水管第30号環境庁水質保全局長通知)に定める方法</p> <p>(イ) 測定方法</p> <p>次に掲げる方法から項目に応じて適切なものを選定する。</p> <p>a 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)に定める方法</p> <p>b 「海洋観測指針」(日本海洋学会)に定める方法</p> <p>c 「日本工業規格」に定める方法</p> <p>(ウ) 河川流量・流速の調査方法</p> <p>「水質調査方法」に定める方法又はその他適切な方法による。</p> <p>【降雨時】</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。</p> <p>現地調査は、次に掲げる方法又はその他適切な方法による。</p> <p>(ア) 採水方法</p> <p>採水は、降雨中に、同一の調査地点において一定時間ごとに、「水質調査方法」に定める方法又は自動連続測定機器の設置による方法により行う。</p> <p>(イ) 測定方法</p> <p>次に掲げる方法から項目に応じて適切なものを選定する。</p> <p>a 「水質汚濁に係る環境基準について」に定める方法</p> <p>b 「海洋観測指針」に定める方法</p> <p>c 「日本工業規格」に定める方法</p> <p>d 濁度、浮遊物質量等の自動連続測定機器の設置による方法</p> <p>(ウ) 河川流量・流速の状況</p> <p>「水質調査方法」に定める方法又はその他適切な方法による。</p>
------------	--

(エ) 調査時の降雨の状況

降雨量、降雨強度について、「地上気象観測指針」、「船舶気象観測指針」（昭和60年気象庁）に定める方法又はその他適切な方法により調査する。

イ 降雨時の海域における濁水の拡散の状況

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。

現地調査は、「水質調査方法」、「海洋観測指針」に定める方法又はその他適切な方法による。

ウ 河川、海域の水底の底質中の懸濁物質含量、強熱減量、粒度組成等の状況

文献その他の資料及び現地踏査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。

現地調査は、「底質中の赤土等微細土粒子濃度簡易測定法」（平成3年「赤土等流出防止対策の手引き」沖縄県環境保健部）、「底質調査法」（昭和63年9月8日付け環水管第127号環境庁水質保全局長通知）、その他適切な方法による。

エ 地形・地質、土壌、集水域の状況

文献その他の資料及び現地踏査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。

オ 集水域内の赤土等の濁水の主要発生源の状況

文献その他の資料及び現地踏査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。

カ その他必要事項（水利用、湧水等の状況等）

文献その他の資料及び現地踏査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。

(3) 調査地域

流域の特性及び赤土等による水の濁りの変化の特性を踏まえ、赤土等による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域

(4) 調査地点

流域の特性及び赤土等による水の濁りの変化の特性を踏まえ、調査地域における赤土等による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点

(5) 調査期間等

流域の特性及び赤土等による水の濁りの変化の特性を踏まえ、調査地域における赤土等による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期

2 予測

(1) 予測項目

対象事業の実施により変化する降雨時の河川・海域の水の濁りの状況及び赤土等の堆（たい）積の状況とする。

(2) 予測方法

数値モデルによるシミュレーション解析、浮遊物質の物質の収支に関する計算、数理解析モデル、事例の引用又は解析、その他適切な方法

(3) 予測地域

流域の特性及び赤土等による水の濁りの変化の特性を踏まえ、調査地域のうち赤土等による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域

(4) 予測地点

	<p>流域の特性及び赤土等による水の濁りの変化の特性を踏まえ、予測地域における赤土等による水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>(5) 予測対象時期等</p> <p>工事の実施等に伴う赤土等による水の濁り及び赤土等の河川・海域への堆(たい)積に係る環境影響が最大となる時期</p> <p>3 評価</p> <p>次に掲げる項目について、事業特性及び地域特性を踏まえ、評価を行うこととする。</p> <p>(1) 環境影響の回避、低減に係る評価</p> <p>対象事業の実施が、複数の案の比較や実行可能なより良い技術の導入等の環境保全措置により、環境に与える影響について回避され、若しくは低減されているか、又はその程度について評価する。</p> <p>(2) 県又は関係する市町村等が実施する環境の保全に関する施策との整合性に係る評価</p> <p>事業者が計画する環境保全措置について、県又は関係する市町村等が実施する環境の保全に関する施策との整合性が図られているかについて評価する。</p>
水の汚れ	<p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>次に掲げる項目の中から、事業特性及び地域特性を踏まえて、予測及び評価を行うために必要なものを選択する。</p> <p>ア 水質の状況</p> <p>(ア) 環境基準設定項目</p> <p>環境基本法第16条及びダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく水質に係る環境基準が設定されている項目</p> <p>(イ) 規制項目</p> <p>水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条に規定する排水基準が定められている物質(ただし、(ア)に掲げる項目を除く。)</p> <p>(ウ) 要監視項目</p> <p>「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改定する件の施行等について」(平成5年3月8日付け環水管第21号環境庁水質保全局長通知)に規定する要監視項目(ただし、イに掲げる物質を除く。)</p> <p>(エ) 農薬項目</p> <p>「公共用水域等における農薬の水質評価指針について」(平成6年4月15日付け環水土第86号環境庁水質保全局長通知)、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について」(平成2年5月24日付け環水土第77号環境庁水質保全局長通知)に規定する農薬(ただし、(ア)から(ウ)までに掲げる項目又は物質を除く。)</p> <p>(オ) その他の項目</p> <p>窒素類(形態別)、リン類(形態別)、水温、塩素イオン、電気伝導率、陰イオン界面活性剤、クロロフィルa、その他必要な項目</p> <p>イ 水域の状況</p> <p>(ア) 河川の状況</p> <p>a 流量、流速、河況係数等の流況</p> <p>b 地形、流域面積、流路長、平均勾配等の河川の形態</p> <p>c 自浄係数(負荷減少速度係数)の状況</p> <p>(イ) 湖沼の状況</p> <p>a 水位、貯水量、流出入水量、滞留時間、湖沼水の成層及び循環・拡散状況等の流況</p>

- b 地形、流域面積、湖水面積、周囲長、水深等の湖沼の形態
 - (ウ) 海域の状況
 - a 波浪、潮位、潮流、恒流、流入河川水量、海水の成層及び循環・拡散状況等の海況
 - b 海岸の地形等の海域の形態
 - ウ 気象の状況

気温、風向、風速、雲量、日照時間又は日射量、降水量等
 - エ その他必要事項
 - (ア) 利用の状況

流況等に影響がある上水道、農業用水等の水利用の状況（将来の水利用を含む。）、漁業権の設定状況
 - (イ) 主要な発生源の状況

工場、事業場、畜舎等主要な発生源の分布状況等
 - (ウ) 法令による基準等

水質汚濁防止法等関係法令の規制基準等
- (2) 調査方法
- ア 水質の状況

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。

現地調査は、次に掲げる方法又はその他適切な方法による。

 - (ア) 採水方法

「水質調査方法」及び「ダイオキシン類に係る水質調査マニュアル」（平成10年7月環境庁水質保全局策定）に定める方法
 - (イ) 測定方法

次に掲げる方法から項目に応じて適切なものを選定する。

 - a 「水質汚濁に係る環境基準について」に定める方法
 - b 「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成5年4月28日付け環水規第121号環境庁水質保全局長通知）に定める方法
 - c 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」に定める方法
 - d 「環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（昭和49年環境庁告示第64号）に定める方法
 - e 「海洋観測指針」に定める方法
 - f 「日本工業規格」に定める方法
 - イ 水域の状況

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。

現地調査は、「水質調査方法」、「海洋観測指針」に定める方法又はその他適切な方法による。
 - ウ 気象の状況

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。

現地調査は、「地上気象観測指針」、「船舶気象観測指針」に定める方法又はその他適切な方法による。
 - エ その他必要事項

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。
- (3) 調査地域

	<p>水質の変化の特性を踏まえ、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>(4) 調査地点 水質の変化の特性を踏まえ、調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>(5) 調査期間等 水質の変化の特性を踏まえ、調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>2 予測</p> <p>(1) 予測項目 対象事業の実施により変化する水質の状況とする。</p> <p>(2) 予測方法 事業特性、地域特性を踏まえて、次に掲げる予測方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。 ア 数理モデルを用いた予測式による方法 イ 水理模型実験による方法 ウ 類似事例から推定する方法 エ その他適切な方法</p> <p>(3) 予測地域 調査地域のうち、水質の変化の特性を踏まえ、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>(4) 予測地点 水質の変化の特性を踏まえ、予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>(5) 予測対象時期等 供用開始後の定常状態及び工事の実施等による影響が最大となる時期</p> <p>3 評価 次に掲げる項目について、事業特性及び地域特性を踏まえ、評価を行うこととする。</p> <p>(1) 環境影響の回避、低減に係る評価 対象事業の実施が、複数の案の比較や実行可能なより良い技術の導入等の環境保全措置により、環境に与える影響について回避され、若しくは低減されているか、又はその程度について評価する。</p> <p>(2) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 事業者が計画する環境保全措置について、国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性が図られているかについて評価する。</p>
地下水の水質	<p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目 次に掲げる項目の中から、事業特性及び地域特性を踏まえて、予測及び評価を行うために必要なものを選択する。 ア 地下水の水質の状況 (ア) 環境基準設定項目 環境基本法第16条及びダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく水質に係る環境基準が設定されている物質 (イ) 水道水水質基準項目 水質基準に関する省令(平成4年厚生省令第69号)に規定する物質(た</p>

だし、(ア)に掲げる物質を除く。)

(ウ) その他の項目

水温、外観、透視度、炭酸水素イオン、イオン構成、電気伝導率、その他必要な項目

イ 地下水の水位の状況

ウ 地下水の利用状況

エ 地質及び土壌の状況

オ その他必要な情報(湧水、地形、植生の状況、浸透能、井戸の分布状況)

(2) 調査方法

ア 地下水の水質の状況

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。

現地調査は、次に掲げる方法又はその他適切な方法による。

(ア) 採水方法

既存の井戸又は観測井を用いる方法による。

(イ) 測定方法

次に掲げる方法から項目に応じて適切なものを選定する。

a 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)に定める方法

b 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚濁に係る環境基準について」に定める方法

c 水質基準に関する省令に定める方法

d 「水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」(平成元年環境庁告示第39号)に定める方法

イ 地下水の水位の状況

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。

ウ 地下水の利用状況

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。

エ 地質及び土壌の状況

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。

オ その他必要な情報(湧水、地形、植生の状況、浸透能)

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。

(3) 調査地域

地質及び土壌の特性を踏まえ、地下水の水質に係る環境影響を受けるおそれがある地域

(4) 調査地点

調査地域における地下水の水質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点

(5) 調査期間等

調査地域における地下水の水質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期

2 予測

(1) 予測項目

対象事業の実施により変化する地下水の水質の状況とする。

(2) 予測方法

	<p>事業特性、地質及び土壌の特性を踏まえて、次に掲げる予測方法から適切なものを選択し、又は組み合わせて予測する。</p> <p>ア 施工計画を基に、地形・地質の改変の程度を把握して予測する方法</p> <p>イ 数値モデルによるシミュレーション解析による方法</p> <p>ウ 模型実験による方法</p> <p>エ 過去に実施された類似事例を参照する方法</p> <p>オ その他適切な方法</p> <p>(3) 予測地域 調査地域のうち、地質及び土壌の特性及び地下水質の変化の特性を踏まえ、地下水の水質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>(4) 予測地点 地質及び土壌の特性及び地下水質の変化の特性を踏まえ、予測地域における地下水の水質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>(5) 予測対象時期等 地質及び土壌の特性及び地下水質の変化の特性を踏まえ、地下水の水質に係る環境影響を的確に把握できる時期その他予測に適切かつ効果的な時期</p> <p>3 評価 次に掲げる項目について、事業特性及び地域特性を踏まえ、評価を行うこととする。</p> <p>(1) 環境影響の回避、低減に係る評価 対象事業の実施が、複数の案の比較や実行可能なより良い技術の導入等の環境保全措置により、環境に与える影響について回避され、若しくは低減されているか、又はその程度について評価する。</p> <p>(2) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 事業者が計画する環境保全措置について、国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性が図られているかについて評価する。</p>
底質	<p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目 次に掲げる項目の中から、事業特性及び地域特性を踏まえて、予測及び評価を行うために必要なものを選択する。</p> <p>ア 有害物質に係る底質の状況</p> <p>(ア) 除去項目 「底質の暫定除去基準」（昭和50年10月28日付け環水管第119号環境庁水質保全局長通知）に規定する物質</p> <p>(イ) 有害項目 環境基本法第16条及びダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく水質に係る環境基準が設定されている物質（ただし、環境基本法第16条に基づく生活環境の保全に関する環境基準が設定されている項目及び(ア)に掲げる物質を除く。）</p> <p>(ウ) その他の項目 硫化物、化学的酸素要求量、その他必要な項目</p> <p>イ 底土の状況 強熱減量、粒度組成、含水率等</p> <p>ウ 底質中の懸濁物質含量等の状況</p> <p>(2) 調査方法</p> <p>ア 有害物質に係る底質の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整</p>

理及び解析による。

現地調査は、次に掲げる方法又はその他適切な方法による。

(ア) 採泥方法

「底質調査方法」（昭和50年10月28日付け環水管第120号環境庁水質保全局長通知）及び「ダイオキシン類に係る底質調査暫定マニュアル」（平成10年7月環境庁水質保全局策定）に定める方法

(イ) 分析・測定方法

次に掲げる方法から項目に応じて適切なものを選定する。

a 「底質調査方法」に定める方法

b 「ダイオキシン類に係る底質調査暫定マニュアル」に定める方法

c 「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年環境庁告示第14号）に定める方法

イ 底土の状況

「ア 有害物質に係る底質の状況」の調査方法に準ずる。

ウ 底質中の懸濁物質含量等の状況

「赤土等による水の濁り」の調査方法に準ずる。

(3) 調査地域

底質の特性を踏まえ、底質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域（河川及び湖沼にあってはその水域に流入する河川の流域を含む。）において、当該地域の底質に係る環境影響の予測及び評価に必要な情報を入手できる地域

(4) 調査地点

調査地域における底質の状況を把握するために必要な水質汚濁に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点

(5) 調査期間等

底質の特性及び流況特性を踏まえ、調査地域における底質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期

2 予測

(1) 予測項目

対象事業の実施により変化する底質の状況等とする。

(2) 予測方法

事例の引用又は解析、その他適切な方法による。

(3) 予測地域

調査地域のうち、底質の特性を踏まえ、底質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域

(4) 予測地点

底質の特性を踏まえ、予測地域における底質に係る環境影響を的確に把握できる地点

(5) 予測対象時期等

底質に係る環境影響が最大となる時期その他予測に適切かつ効果的な時期

3 評価

次に掲げる項目について、事業特性及び地域特性を踏まえ、評価を行うこととする。

(1) 環境影響の回避、低減に係る評価

対象事業の実施が、複数の案の比較や実行可能なより良い技術の導入等の

	<p>環境保全措置により、環境に与える影響について回避され、若しくは低減されているか、又はその程度について評価する。</p> <p>(2) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性に係る評価</p> <p>事業者が計画する環境保全措置について、国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性が図られているかについて評価する。</p>
水象	<p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>次に掲げる項目の中から、事業特性及び地域特性を踏まえて、予測及び評価を行うために必要なものを選択する。</p> <p>ア 水域の状況</p> <p>(ア) 河川の状況</p> <p>a 流量、流速、維持流量、河況係数等の流況</p> <p>b 地形、流域面積、流路長、平均勾配等の河川の形態</p> <p>(イ) 湖沼の状況</p> <p>a 水位、貯水量、流出入水量、滞留時間、湖沼水の成層及び循環・拡散状況等の流況</p> <p>b 地形、流域面積、湖水面積、周囲長、水深等の湖沼の形態</p> <p>(ウ) 海域の状況</p> <p>a 波浪、潮位、潮流、恒流、流入河川水量、海水の成層及び循環・拡散状況等の海況</p> <p>b 海岸及び海底地形</p> <p>(エ) 地下水、湧水の状況</p> <p>a 地下水の水位、地下水の流動</p> <p>b 湧水の分布、湧出水量等の状況</p> <p>イ 気象の状況</p> <p>気温、風向、風速、雲量、日照時間又は日射量、降水量等</p> <p>ウ 地形及び地質等の状況</p> <p>(ア) 地形の状況</p> <p>(イ) 表層地質及び地質構造の状況</p> <p>(ウ) 土壌断面、保水力及び体積含水率等の状況</p> <p>(エ) 土層の浸透能等の状況</p> <p>エ その他必要事項</p> <p>(ア) 水利用の状況</p> <p>流況等に影響がある上水道、農業用水等の水利用の状況（将来の水利用を含む。）、漁業権の設定状況</p> <p>(イ) 植物の状況</p> <p>植物相及び植物群落の状況</p> <p>(ウ) 法令による基準等</p> <p>河川法（昭和39年法律第168号）等関係法令の規制基準等</p> <p>(2) 調査方法</p> <p>ア 水域の状況</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。</p> <p>現地調査は、「水質調査方法」、「海洋観測指針」に定める方法又はその他適切な方法による。</p> <p>イ 気象の状況</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整</p>

理及び解析による。

現地調査は、「地上気象観測指針」、「船舶気象観測指針」に定める方法又はその他適切な方法による。

ウ 地形及び地質等の状況

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。

現地調査は、地質についてはボーリング調査、物理探査等の方法、土質については、「土質調査法」、「地盤調査法」（いずれも地盤工学会）等に準拠する方法による。

エ その他必要事項

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。

(3) 調査地域

水域、気象、地形及び地質等の特性を踏まえ、水象に係る環境影響を受けるとおそれがあると認められる地域

(4) 調査地点

水域、気象、地形及び地質等の特性を踏まえ、調査地域における水象に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点

(5) 調査期間等

水域、気象、地形及び地質等の特性を踏まえ、調査地域における水象に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期

2 予測

(1) 予測項目

対象事業の実施により変化する流況、水位等の水象とする。

(2) 予測方法

事業特性、地域特性を踏まえて、次に掲げる予測方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

ア 数理モデルを用いた予測式による方法

イ 水理模型実験による方法

ウ 類似事例から推定する方法

エ その他適切な方法

(3) 予測地域

調査地域のうち、水域、気象、地形及び地質等の特性を踏まえ、水象に係る環境影響を受けるとおそれがあると認められる地域

(4) 予測地点

水域、気象、地形及び地質等の特性を踏まえ、予測地域における水象に係る環境影響を的確に把握できる地点

(5) 予測対象時期等

供用開始後の定常状態及び工事の実施による影響が最大となる時期

3 評価

次に掲げる項目について、事業特性及び地域特性を踏まえ、評価を行うこととする。

(1) 環境影響の回避、低減に係る評価

対象事業の実施が、複数の案の比較や実行可能なより良い技術の導入等の環境保全措置により、環境に与える影響について回避され、若しくは低減されているか、又はその程度について評価する。

(2) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合

	<p>性に係る評価</p> <p>事業者が計画する環境保全措置について、国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性が図られているかについて評価する。</p>
土壌汚染	<p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>次に掲げる項目の中から、事業特性及び地域特性を踏まえて、予測及び評価を行うために必要なものを選択する。</p> <p>ア 土壌汚染の状況</p> <p>(ア) 環境基準設定項目</p> <p>環境基本法第16条及びダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく土壌に係る環境基準が設定されている物質</p> <p>(イ) その他の項目</p> <p>その他必要な項目</p> <p>イ その他必要事項</p> <p>(ア) 地歴の状況</p> <p>対象事業実施区域の過去の土地利用等の経緯</p> <p>(イ) 地形及び地質等の状況</p> <p>地形、地質、地下水、土壌及び植生の状況</p> <p>(ウ) 気象の状況</p> <p>風向、風速等</p> <p>(エ) 土地利用の状況</p> <p>住宅地、学校、病院等の配置状況その他の土地利用の状況（将来の土地利用を含む。）</p> <p>(オ) 発生源の状況</p> <p>対象物質を製造、保管又は排出する可能性のある工場、事業場等の分布状況等</p> <p>(カ) 法令による基準等</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等関係法令の規制基準等</p> <p>(2) 調査方法</p> <p>ア 土壌汚染の状況</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。</p> <p>現地調査は、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」に定める方法又はその他適切な方法による。</p> <p>イ その他必要事項</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。</p> <p>(3) 調査地域</p> <p>土壌汚染の特性を踏まえ、土壌汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>(4) 調査地点</p> <p>土壌汚染の特性を踏まえ、調査地域における土壌汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>(5) 調査期間等</p> <p>土壌汚染の特性を踏まえ、調査地域における土壌汚染に係る環境影響を予</p>

	<p>測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期</p> <p>2 予測</p> <p>(1) 予測項目 対象事業の実施により変化する土壤汚染の状況とする。</p> <p>(2) 予測方法 事業特性、地域特性を踏まえて、次に掲げる予測方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。 ア 土壤の改変の程度を把握し予測する方法 イ 類似事例から推定する方法 ウ その他適切な方法</p> <p>(3) 予測地域 調査地域のうち、土壤汚染の特性を踏まえ、土壤汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>(4) 予測地点 土壤汚染の特性を踏まえ、予測地域における土壤汚染に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>(5) 予測対象時期等 土壤汚染の特性を踏まえ、予測地域における土壤汚染に係る環境影響を的確に把握できる時期</p> <p>3 評価 次に掲げる項目について、事業特性及び地域特性を踏まえ、評価を行うこととする。</p> <p>(1) 環境影響の回避、低減に係る評価 対象事業の実施が、複数の案の比較や実行可能なより良い技術の導入等の環境保全措置により、環境に与える影響について回避され、若しくは低減されているか、又はその程度について評価する。</p> <p>(2) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 事業者が計画する環境保全措置について、国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性が図られているかについて評価する。</p>
地盤沈下	<p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目 次に掲げる項目の中から、事業特性及び地域特性を踏まえて、予測及び評価を行うために必要なものを選択する。</p> <p>ア 地盤沈下の状況 地盤沈下量、地盤沈下の範囲</p> <p>イ 地形及び地質等の状況 (ア) 地形の状況 (イ) 地質及び地質構造の状況 (ウ) 軟弱地盤の分布状況 (エ) 地表の被覆及び雨水浸透能の状況 (オ) 土層の透水性、圧密状況の特性等の土質の状況</p> <p>ウ 地下水の状況 地下水の賦存形態、水位、流動、揚水等の状況</p> <p>エ その他必要事項 (ア) 気象の状況 降水量等 (イ) 土地利用の状況</p>

住宅地、学校、病院等の配置状況その他の土地利用の状況（将来の土地利用を含む。）

(ウ) 法令による基準等

工業用水法（昭和31年法律第146号）等関係法令の規制基準等

(2) 調査方法

ア 地盤沈下の状況

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。

現地調査は、水準測量又は沈下計を用いる方法による。

イ 地形及び地質等の状況

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。

現地調査は、地形については測量等の方法、地質についてはボーリング調査、物理探査等の方法、土質については、「土質調査法」、「地盤調査法」等に準拠する方法による。

ウ 地下水の状況

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。

現地調査は、既存の井戸又は観測井を用いる方法による。

エ その他必要事項

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。

(3) 調査地域

地形、地質、土質及び地下水の変動の特性を踏まえ、地盤沈下に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域

(4) 調査地点

地形、地質、土質及び地下水の変動の特性を踏まえ、調査地域における地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点

(5) 調査期間等

地形、地質、土質及び地下水の変動の特性を踏まえ、調査地域における地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期

2 予測

(1) 予測項目

対象事業の実施により発生する地盤沈下の範囲及び沈下量とする。

(2) 予測方法

事業特性、地域特性を踏まえて、次に掲げる予測方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

ア 圧密沈下理論式等を用いる方法

イ 類似事例から推定する方法

ウ その他適切な方法

(3) 予測地域

調査地域のうち、地形、地質、土質及び地下水の変動の特性を踏まえ、地盤沈下に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域

(4) 予測地点

地形、地質、土質及び地下水の変動の特性を踏まえ、予測地域における地盤沈下に係る環境影響を的確に把握できる地点

(5) 予測対象時期等

	<p>地形、地質、土質及び地下水の変動の特性を踏まえ、予測地域における地盤沈下に係る環境影響を的確に把握できる時期</p> <p>3 評価</p> <p>次に掲げる項目について、事業特性及び地域特性を踏まえ、評価を行うこととする。</p> <p>(1) 環境影響の回避、低減に係る評価</p> <p>対象事業の実施が、複数の案の比較や実行可能なより良い技術の導入等の環境保全措置により、環境に与える影響について回避され、若しくは低減されているか、又はその程度について評価する。</p> <p>(2) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性に係る評価</p> <p>事業者が計画する環境保全措置について、国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性が図られているかについて評価する。</p>
地形・地質	<p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>次に掲げる項目の中から、事業特性及び地域特性を踏まえて、予測及び評価を行うために必要なものを選択する。</p> <p>ア 地形・地質等の状況</p> <p>イ 重要な地形及び地質等の状況</p> <p>ウ その他必要事項</p> <p>(2) 調査方法</p> <p>ア 地形及び地質等の状況</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。</p> <p>現地調査は、地形については測量、現地踏査等の方法、地質についてはボーリング調査、物理探査、現地踏査等の方法、土質については、「土質調査法」、「地盤調査法」等に準拠する方法による。</p> <p>イ その他必要事項</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。</p> <p>(3) 調査地域</p> <p>地形・地質等の特性を踏まえ、地形・地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>(4) 調査地点</p> <p>地形・地質等の特性を踏まえ、調査地域における地形・地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>(5) 調査期間等</p> <p>地形・地質等の特性を踏まえ、調査地域における地形・地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>2 予測</p> <p>(1) 予測項目</p> <p>対象事業の実施による重要な地形・地質の改変の程度、成立環境の改変及び成立のメカニズムへの影響に伴う地形・地質の変化の程度とする。</p> <p>(2) 予測方法</p> <p>事業特性、地域特性を踏まえて、次に掲げる予測方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ア 地形・地質の改変の程度を把握し予測する方法 イ 数値解析による方法 ウ 類似事例から推定する方法 エ その他適切な方法 <p>(3) 予測地域</p> <p>調査地域のうち、地形・地質等の特性を踏まえ、地形・地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>(4) 予測地点</p> <p>地形・地質等の特性を踏まえ、予測地域における地形・地質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>(5) 予測対象時期等</p> <p>地形・地質等の特性を踏まえ、予測地域における地形・地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p> <p>3 評価</p> <p>次に掲げる項目について、事業特性及び地域特性を踏まえ、評価を行うこととする。</p> <p>(1) 環境影響の回避、低減に係る評価</p> <p>対象事業の実施が、複数の案の比較や実行可能なより良い技術の導入等の環境保全措置により、環境に与える影響について回避され、若しくは低減されているか、又はその程度について評価する。</p> <p>(2) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性に係る評価</p> <p>事業者が計画する環境保全措置について、国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性が図られているかについて評価する。</p>
電波障害	<p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>次に掲げる項目の中から、事業特性及び地域特性を踏まえて、予測及び評価を行うために必要なものを選択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア テレビ電波の受信状況 テレビ受信画質及びテレビ電波の強度の状況又は共同アンテナの設置状況等テレビ電波の受信形態 イ テレビ電波の送信状況 送信所がある放送局についてチャンネル、送信場所、送信アンテナの高さ、送信出力の状況 ウ その他必要事項 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 地形及び工作物の状況 電波障害に影響を及ぼすおそれのある地形及び工作物の状況 (イ) 高層建築物の状況 高層ビル等の建築物の位置、高さ等 <p>(2) 調査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ア テレビ電波の受信状況 テレビ電波の受信画像の調査は、「建築物によるテレビ受信障害の調査と対策」（電波障害防止協議会平成7年増補改訂版）に準拠する方法による。 なお、テレビ電波の強度の調査は、電波測定車等を使用する路上調査により行うものとし、必要に応じてビルの屋上等でも行う。 イ テレビ電波の送信状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整

	<p>理及び解析による。</p> <p>ウ その他必要事項 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。</p> <p>(3) 調査地域 テレビ電波の特性を踏まえ、電波障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>(4) 調査地点 テレビ電波の特性を踏まえ、調査地域における電波障害に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>(5) 調査期間等 テレビ電波の特性を踏まえ、調査地域における電波障害に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>2 予測</p> <p>(1) 予測項目 予測項目については、次に掲げる予測項目から適切なものを選択し、又は組み合わせる。</p> <p>ア 建築物等の設定による遮へい障害及びフラッター障害 イ 列車の走行によるパルス雑音障害及びフラッター障害 ウ 航空機又はヘリコプターの飛行によるフラッター障害</p> <p>(2) 予測方法 事業特性、地域特性を踏まえて、次に掲げる予測方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。</p> <p>ア 建造物による電波障害予測計算式による方法 イ 類似事例の参照による方法 ウ その他適切な方法</p> <p>(3) 予測地域 調査地域のうち、テレビ電波の特性を踏まえ、電波障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>(4) 予測地点 テレビ電波の特性を踏まえ、予測地域における電波障害に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>(5) 予測対象時期等 テレビ電波の特性を踏まえ、予測地域における電波障害に係る環境影響を的確に把握できる時期</p> <p>3 評価 次に掲げる項目について、事業特性及び地域特性を踏まえ、評価を行うこととする。</p> <p>(1) 環境影響の回避、低減に係る評価 対象事業の実施が、複数の案の比較や実行可能なより良い技術の導入等の環境保全措置により、環境に与える影響について回避され、若しくは低減されているか、又はその程度について評価する。</p> <p>(2) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 事業者が計画する環境保全措置について、国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性が図られているかについて評価する。</p>
日照障害	1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目の中から、事業特性及び地域特性を踏まえて、予測及び評価を行うために必要なものを選択する。

ア 日影の状況

日影の時刻及び時間数又は既存建築物による日影の範囲、時間数。

イ その他必要事項

(ア) 地形及び工作物の状況

日照に影響を及ぼすおそれのある地形及び工作物の状況

(イ) 土地利用の状況

住宅地、学校、病院等の配置状況その他の土地利用の状況（将来の土地利用を含む。）

(ウ) 既存の建築物の状況

高層ビル等の建築物の位置、高さ等

(エ) 法令による基準等

建築基準法施行条例（昭和47年沖縄県条例第83号）等の関係法令の基準等

(2) 調査方法

ア 日影の状況

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。

現地調査は、主要な地点における天空図の作成又は天空写真を撮影する方法による。

なお、既存建築物による日影の調査は、地形及び建築物等の調査から時刻別日影図等時間日影図を作成する方法による。

イ その他必要事項

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。

(3) 調査地域

日照の特性を踏まえ、日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域

(4) 調査地点

日照の特性を踏まえ、調査地域における日照障害に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点

(5) 調査期間等

日照の特性を踏まえ、調査地域における日照障害に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯

2 予測

(1) 予測項目

対象事業の実施により変化する日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等又は日影の影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等とする。

(2) 予測方法

事業特性、地域特性を踏まえて、次に掲げる予測方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

ア 時刻別日影図、等時刻日影図等の作成による方法

イ 天空図又は合成写真の作成による方法

ウ その他適切な方法

(3) 予測地域

	<p>調査地域のうち、日照の特性を踏まえ、日照に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>(4) 予測地点 日照の特性を踏まえ、予測地域における日照に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>(5) 予測対象時期等 供用開始後の定常状態及び工事の実施による影響が最大となる時期</p> <p>3 評価 次に掲げる項目について、事業特性及び地域特性を踏まえ、評価を行うこととする。</p> <p>(1) 環境影響の回避、低減に係る評価 対象事業の実施が、複数の案の比較や実行可能なより良い技術の導入等の環境保全措置により、環境に与える影響について回避され、若しくは低減されているか、又はその程度について評価する。</p> <p>(2) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 事業者が計画する環境保全措置について、国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性が図られているかについて評価する。</p>
--	--

第2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

環境要素	調査、予測及び評価の手法
陸域生物	<p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目 次に掲げる項目の中から、事業特性及び地域特性を踏まえて、予測及び評価を行うために必要なものを選択する。</p> <p>ア 植物の状況</p> <p>(ア) 種子植物、シダ植物、蘚苔類、藻類、植物プランクトン及びその他の主な植物の種類（種のレベルの同定）及び分布状況</p> <p>(イ) 現存植生の種類、種類組成、構造及び分布状況</p> <p>(ウ) 重要な種、貴重な種、群落及び個体の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>(エ) 植生自然度及び潜在自然植生</p> <p>イ 動物の状況</p> <p>(ア) 脊椎動物、昆虫類、底生動物、動物プランクトン及びその他の主な動物の種類（種のレベルの同定）、生息及び繁殖状況</p> <p>(イ) 重要な種、貴重な種及び個体群の分布、生息数又は生息密度、生息の状況、生息環境の状況、食性及び行動様式並びに注目すべき生息地の分布状況</p> <p>ウ 生育・生息環境</p> <p>(ア) 地形、地質、土壌、水象等の状況</p> <p>(イ) 気象の状況 日照、風、降水量等</p> <p>(ウ) 大気汚染、水質汚濁等の状況</p> <p>エ その他必要事項 その他予測評価に際して把握することが必要となる事項の状況</p> <p>(2) 調査方法</p> <p>ア 植物の状況</p>

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。

現地調査は、種子植物、シダ植物については現地踏査による方法、蘚苔類、藻類については方形枠等による採集の方法、植物プランクトンについては採水等の採集の方法、植物群落については植物社会学的植生調査法等の方法による。

イ 動物の状況

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。

現地調査は、フィールドサイン法、トラップ法、ラインセンサス法、定点センサス法、任意採取法、直接観察法、網等を用いた捕獲、方形枠等による採取、プランクトンネットによる採取等の方法による。

ウ 生育・生息環境

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。

エ その他必要事項

その他予測評価に際して把握することが必要となる事項の状況

(3) 調査地域

事業実施区域及びその周辺部とする。なお、調査区域の設定に当たっては、植物・動物の生育・生息及び植生の特性を踏まえ、事業による植物・動物への直接的及び間接的な影響があると推定される区域を含み、集水域などの地形や植生、土地利用等を考慮するものとする。

(4) 調査地点

植物・動物の生育・生息及び植生の特性を踏まえ、調査地域における植物・動物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路

(5) 調査期間等

植物・動物の生育・生息及び植生の特性を踏まえ、調査地域における植物・動物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期

2 予測

(1) 予測項目

植物においては、対象事業の実施による植生の改変の程度、重要な植物種及び植物群落の生育状況への影響とする。

動物においては、対象事業の実施による生息環境の改変の程度、重要な動物種の生息状況への影響とする。

(2) 予測方法

事業特性、地域特性を踏まえて、次に掲げる予測方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

ア 生育・生息環境の改変の程度を把握し予測する方法

イ 類似事例から推定する方法

ウ その他適切な方法

(3) 予測地域

調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性、動物の生息の特性を踏まえ、植物・動物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域

(4) 予測対象時期等

工事の実施及び施設の供用又は存在に対して、予測地域における植物・動物に係る環境影響を的確に把握できる時期

3 評価

	<p>次に掲げる項目について、事業特性及び地域特性を踏まえ、評価を行うこととする。</p> <p>(1) 環境影響の回避、低減に係る評価 対象事業の実施が、複数の案の比較や実行可能なより良い技術の導入等の環境保全措置により、環境に与える影響について回避され、若しくは低減されているか、又はその程度について評価する。</p> <p>(2) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 事業者が計画する環境保全措置について、国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性が図られているかについて評価する。</p>
<p>海域生物</p>	<p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目 次に掲げる海域生物に係わる項目の中から、事業特性及び地域特性を踏まえて、予測及び評価を行うために必要な項目を選択する。</p> <p>ア 植物の状況 (ア) 海草、海藻、植物プランクトン及びその他の主な植物の種類(種のレベルの同定)、種類組成及び分布状況 (イ) 重要な種、貴重な種及び藻場の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>イ 動物の状況 (ア) 魚類、底生動物、動物プランクトン及びその他の主な動物の種類(種のレベルの同定)、種類組成、生育の状況、生息環境の状況、出現時期及び分布状況 (イ) サンゴ群集の分布、主要種及び構造 (ウ) 重要な種、貴重な種、群体及び個体群の分布、生息数又は生息密度、生息の状況、生息環境の状況、食性及び行動様式並びに注目すべき生息地の分布状況</p> <p>ウ 生育・生息環境 (ア) 地形、底質、気象、海象等の状況 (イ) 水質汚濁等の状況</p> <p>エ その他必要事項 その他調査に際して把握することが必要となる事項の状況</p> <p>(2) 調査方法 ア 植物の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。 現地調査は、対象とする生物の分布特性を考慮し、任意観察法、ベルトトランセクト法等のほか、採水法・ネット法や方形枠内の枠取り等の適切な方法による採集調査を行うとともに、空中写真の利用や聞き取り調査等の補助的な方法を組み合わせて、現地採集調査の補完を行う。</p> <p>イ 動物の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。 現地調査は、対象とする生物の分布特性及び行動特性を考慮し、任意観察法、ベルトトランセクト法等のほか、採水法、ネット法や方形枠内の枠取り等の適切な方法による採集調査を行うとともに、空中写真の利用や聞き取り調査等の補助的な方法を組み合わせて、現地採集調査の補完を行う。</p>

ウ 生育・生息環境

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。

地形・地質、水象、水質、底質等の関連する項目の調査結果を引用するほか、生物の生息環境の視点から不足する調査項目が考えられる場合は、関連する項目の調査方法を参考とした適切な方法により行う。

エ その他必要事項

文献その他の資料及び聞き取り調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。

(3) 調査地域

事業実施区域及びその周辺海域とする。なお、調査区域の設定に当たっては、海域生物の生育・生息の特性を踏まえ、事業による直接的及び間接的な影響があると推定される区域、また、潮流の変化や濁りの拡散などの変化が予測される区域を含み、事業による影響が想定される範囲より広めの海域を対象とする。

(4) 調査地点

海域生物の生活史及び分布の特性並びに地域環境の特性を踏まえ、調査地域における植物・動物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路

(5) 調査期間等

海域生物の生活史及び分布の特性を踏まえ、調査地域における海域生物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期

2 予測

(1) 予測項目

対象事業の実施による海域生物の生息環境の改変の程度、重要な海域生物の生息状況への直接的、間接的影響とする。

(2) 予測方法

事業特性、地域特性を踏まえて、次に掲げる予測方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる実施する。

ア 生育・生息環境の改変の程度を把握し予測する方法

イ 類似事例から推定する方法

ウ その他適切な方法

(3) 予測地域

調査地域のうち、海域生物の生活史及び分布の特性並びに地域環境の特性を踏まえ、海域生物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域

(4) 予測対象時期等

植物の生育及び藻場の分布、動物の生息の特性を踏まえ、予測地域における海域生物に係る環境影響を的確に把握できる時期

3 評価

次に掲げる項目について、事業特性及び地域特性を踏まえ、評価を行うこととする。

(1) 環境影響の回避、低減に係る評価

対象事業の実施が、複数の案の比較や可能なより良い技術の導入等の環境保全措置により、環境に与える影響について回避され、若しくは低減されているか、又はその程度について評価する。

(2) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性に係る評価

事業者が計画する環境保全措置について、国、県又は関係する市町村が実

	<p>施する環境の保全に関する施策との整合性が図られているかについて評価する。</p> <p>生態系 【陸域生態系（陸水域生態系を含む。）】</p> <p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>次に掲げる項目等の中から、事業特性及び地域特性を踏まえて、予測及び評価を行うために必要なものを選択する。</p> <p>ア 生態系の概況</p> <p>(ア) 調査地域の基盤環境（地形・地質、気温、風、降水量、土壌の腐食層と有機物層の深さ、水系、河川地形、河川形態、流量・流速、集水域、水質、工作物の存在等）</p> <p>(イ) 調査地域の基盤環境と生物群集との関係</p> <p>(ウ) 生態系の構造</p> <p>a 調査地域の生態系の類型区分（丘陵地—常緑広葉樹林、台地—落葉広葉樹林地、草地畑地等）とその分布</p> <p>b 調査地域の生態系の類型区分ごとにおける垂直構造（階層構造）と、生態系内での水平構造（分布密度等）の特徴</p> <p>c 生態系の類型区分ごとの動物及び植物の種の構成</p> <p>d 主要な食物連鎖（捕食、被食の関係）、栄養段階</p> <p>(エ) 生態系の機能</p> <p>a 基盤環境の形成・維持（酸素供給、二酸化炭素の固定等の微気象の形成、水源涵養等の水質形成・浄化、土砂の掃流・堆積等の底質形成・浄化、景観形成）</p> <p>b 生息空間の形成、維持（休息地、繁殖地、集団ねぐら、採餌地、移動経路等）</p> <p>c 生物多様性の維持</p> <p>d 生態系内の物質生産・循環とエネルギーフロー（生物生産量、餌生物群の現存量、栄養分等の供給、回遊性魚類等の生物による物質の移動等）</p> <p>(オ) 生態系の自然的・人為的影響による時間的変化</p> <p>イ 注目種及び群集の状況</p> <p>(ア) 上位性、典型性、特殊性の視点からの、地域を特徴づける生態系の指標となる注目種及び群集の抽出</p> <p>(イ) 注目種及び群集の一般的な生態（陸域生物の生活史、環境利用、移動、水域への依存度等）の把握</p> <p>(ウ) 注目種の食物連鎖の関係、群集の食物連鎖の構造、注目種とその他の種との種間関係</p> <p>(エ) 注目種の生息・生育に関する種の個体数、生息・生育密度等</p> <p>(オ) 注目種及びその生息・生育に関する種の生育・生息環境を規定する基盤環境の状況</p> <p>(カ) その他予測・評価に必要な事項</p> <p>(2) 調査方法</p> <p>ア 生態系の概況</p> <p>水象、地形・地質、陸域生物等の調査結果による水系図、地形分類図、土壌分類図、植生図、動植物種等の情報を整理し解析することを基本とし、必要に応じて、その他の既存資料又は現地調査により行う。</p> <p>イ 注目種及び群集の状況</p> <p>陸域生物の調査結果等を整理し解析することを基本とし、必要に応じて、その他の既存資料又は現地調査により行うことにより、生態系の概況</p>
--	---

に応じて注目種及び群集を複数抽出する。その際は、亜熱帯域であること及び島しょ性による弱い生態系であることを考慮する。また、陸水域における注目種及び群集を抽出する際には、生活史における水域への依存度、水界が持つ連続性・変動性を考慮する。

(3) 調査地域

陸域生物の調査地域に準ずる。ただし、広域の生態系の把握が必要な場合には、必要に応じて調査地域を広げる。

また、注目種及び群集の調査地域については、これらが影響を受ける可能性がある場所及び影響を評価するために必要な周辺の範囲とし、注目種及び群集の生態、行動圏、生活史等を考慮して設定する。ただし、渡りをする鳥類など季節的に長距離を移動する生物種については、当該地域を利用する期間に生活している場所及び環境の消失に伴い注目種が移動して生息する可能性のある場所を対象範囲とし、その他の利用範囲については既存資料などを用いて補完する。

(4) 調査地点

生態系の概況並びに注目種及び群集の特性を踏まえ、調査地域における生態系に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路等

(5) 調査期間等

生態系の概況並びに注目種及び群集の特性を踏まえ、調査地域における生態系に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期

2 予測

(1) 予測項目

- ア 基盤環境と生物群集との関係による生態系への影響
- イ 注目種及び群集により指標される生態系への影響
- ウ 生態系の構造、機能への影響

(2) 予測方法

ア 基盤環境と生物群集との関係による生態系への影響

生態系の構成要素の相互関係の変化に関する研究事例や類似事例の知見を参考として、事業の影響要因が基盤環境と生物群集及びその関係に与える影響について、基盤環境や人為的影響による植生の時間的変化に留意しながら、総括的に幅広く予測する。

イ 注目種及び群集により指標される生態系への影響

事業の影響要因による直接的・間接的な影響について、アの予測内容も踏まえ、類似の事例や既存の知見を参考に、次に掲げる影響の程度について予測する。

- (ア) 注目種及び群集の生息・生育状況の変化及び影響の程度
- (イ) 種間関係の変化（捕食者の増加、帰化種等による在来種の圧迫、餌種の変化等）による影響の程度
- (ウ) 植生の伐採や地形の改変等に伴う生息・生育環境の消失、縮小、分断・断片化（フラグメンテーション）による影響の程度
- (エ) 水質汚濁や地下水位の変化等に伴う生息・生育環境の消失、縮小、質の劣化による影響の程度
- (オ) 事業により新たに創出される環境に伴う生息・生育環境の変化による影響の程度
- (カ) 供用後の施設利用に伴う生息・生育環境の変化による影響の程度
- (キ) 人間の立ち入り等に伴う生息・生育環境の攪乱による影響の程度
- (ク) その他事業の実施により生じる可能性のある影響の程度

ウ 生態系の構造・機能への影響

陸域生態系の生物の多様性、食物連鎖、栄養段階、生物生産、物質循環、環境の形成・維持、生物の移動経路、土砂の掃流・堆積、栄養分の供給等について、定性的な手法、事例解析的な手法によって予測を行う。ただし、予測する影響の種類に応じて可能な限り定量的な手法を選定する。

(3) 予測地域

調査地域のうち、生態系の概況並びに注目種及び群集の特性を踏まえ、生態系に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域

(4) 予測対象時期等

生態系の概況並びに注目種及び群集の特性を踏まえ、予測地域における生態系に係る環境影響を的確に把握できる時期

3 評価

次に掲げる項目について、事業特性及び地域特性を踏まえ、評価を行うこととする。

(1) 環境影響の回避、低減に係る評価

対象事業の実施が、複数の案の比較や実行可能なより良い技術の導入等の環境保全措置により、環境に与える影響について回避され、若しくは低減されているか、又はその程度について評価する。

(2) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性に係る評価

事業者が計画する環境保全措置について、国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性が図られているかについて評価する。

【海域生態系】

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目の中から、事業特性及び地域特性を踏まえて、予測及び評価を行うために必要なものを選択する。

ア 生態系の概況

(ア) 調査海域の地形と海底の基質（泥、砂、礫、岩礁等の非生物的基質、造礁サンゴ、アマモ類、マングローブ類等の生物的基質、基質の固さ等の状態）、物理的環境条件（気象、波浪、潮流、流入河川水量等）、化学的環境条件（水質、底質、塩分等）の状況

(イ) 生態系の構造

- a 調査海域の生態系の類型区分とその分布
- b 生態系の類型区分ごとの動物及び植物の種の構成
- c 主要な食物連鎖（捕食、被食の関係）、栄養段階

(ウ) 生態系の機能

- a 生物的な機能（生物多様性の維持、遺伝子情報の維持、生物生産等）
- b 「場」としての機能（産卵・生育場、索餌場、避難場等）
- c 環境の形成・維持（酸素供給、二酸化炭素の固定、サンゴ礁の形成、堆積の促進、波浪・流動の抑制等）
- d 生態系内の物質循環とエネルギーフロー（基礎生産速度、水質・底質の浄化（有機物量、溶存酸素量等）、光量等）
- e 緩衝的機能（汚染・栄養物質の捕捉等）

(エ) 生態系の自然的・人為的影響による時間的变化

イ 注目種及び群集の状況

(ア) 上位性、典型性、特殊性の視点並びに生物の生活型や食性などの視点から、当該海域の生態系の指標となる注目種及び群集の抽出

- (イ) 注目種及び群集の一般的な生態（生活史、成長段階別分布状況、季節的・経年的変化等）の把握
- (ウ) 注目種の生息・生育に係る種の個体数、生息・生育密度等
- (エ) 注目種と他の種との種間関係
- (オ) 注目種及びその生息・生育に係る種の生育・生息環境を規定する地形・基質、物理的・化学的環境条件の状況
- (カ) その他予測評価に必要な事項

(2) 調査方法

ア 生態系の概況

潮流、水質、底質、海域生物等の調査結果による海底地形図、サンゴ礁分布、藻場分布図、干潟分布図、動植物種等の情報を整理し解析することを基本とし、必要に応じて、その他の既存資料又は現地調査により行う。

イ 注目種及び群集の状況

海域生物の調査結果等を整理し解析することを基本とし、必要に応じて、その他の既存資料又は現地調査により行うことにより、概況を把握した生態系の特徴に応じて注目種及び群集を複数抽出する。その際は、亜熱帯域であること及び島しょ性によるぜい弱な生態系であること並びに海域生態系の特徴（生食連鎖の割合が大きく、基質の状態等に大きく規定される等）を考慮する。

(3) 調査地域

海域生物の調査地域に準ずる。ただし、広域の生態系の把握が必要な場合には、適宜調査地域を広げる。

また、注目種及び群集の調査地域については、これらが影響を受ける可能性がある場所及び影響を評価するために必要な周辺の範囲とし、注目種及び群集の生態、行動圏、生活史等を考慮して設定する。ただし、渡りをする鳥類や回遊魚など、ある期間に当該海域を利用しそれ以外は調査が困難な注目種については、注目種がその期間に生活している場所及び環境の消失に伴い注目種が移動して生息する可能性のある場所を対象範囲とし、その他の利用範囲については既存資料などを用いて補完する。

(4) 調査地点

生態系の概況並びに注目種及び群集の特性を踏まえ、調査地域における生態系に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路等

(5) 調査期間等

生態系の概況並びに注目種及び群集の特性を踏まえ、調査地域における生態系に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期

2 予測

(1) 予測項目

- ア 環境要素の変化による生態系への影響
- イ 注目種及び群集により指標される生態系への影響
- ウ 生態系の構造、機能への影響

(2) 予測方法

ア 環境要素の変化による生態系への影響

環境要素の相互関係の変化に関する研究事例や類似事例の知見を参考として、数値モデルやシミュレーション、簡易式による計算等を用いて、事業の影響要因による波浪や潮流、熱拡散、水質等の環境要素の変化の程度、変化の範囲、影響の程度、影響の持続期間等について予測し、周辺の

環境影響要因との複合や過去からの環境変化及び当該事業に係わらない将来の環境の変化なども考慮して、環境要素の変化による生態系への影響について総括的に幅広く予測する。

イ 注目種及び群集により指標される生態系への影響

事業の影響要因による直接的・間接的な影響について、アの予測内容も踏まえ、類似の事例や既存の知見を参考に、次に掲げる影響の程度について予測する。

(ア) 注目種及び群集の生息状況の変化及び影響の程度

(イ) 種間関係の変化(捕食者の増加、餌種の変化等)による影響の程度

(ウ) 地形や基質の改変等に伴う生息・生育環境の消失、縮小、分断・断片化(フラグメンテーション)による影響の程度

(エ) 水質や底質の変化等に伴う生息・生育環境の消失、縮小、質の劣化による影響の程度

(オ) 事業により新たに創出される環境に伴う生息・生育環境の変化による影響の程度

(カ) 供用後の施設利用に伴う生息・生育環境の変化による影響の程度

(キ) その他事業の実施により生じる可能性のある影響の程度

ウ 生態系の構造、機能への影響

海域生態系の生物の多様性、基礎生産量、浄化量、産卵・生育場、索餌場、栄養段階、物質循環等について、定性的な手法、事例解析的な手法によって予測を行う。ただし、予測する影響の種類に応じて可能な限り定量的な手法を選定する。

(3) 予測地域

調査地域のうち、生態系の概況並びに注目種及び群集の特性を踏まえ、生態系に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域

(4) 予測対象時期等

生態系の概況並びに注目種及び群集の特性を踏まえ、予測地域における生態系に係る環境影響を的確に把握できる時期

3 評価

次に掲げる項目について、事業特性及び地域特性を踏まえ、評価を行うこととする。

(1) 環境影響の回避、低減に係る評価

対象事業の実施が、複数の案の比較や実行可能なより良い技術の導入等の環境保全措置により、環境に与える影響について回避され、若しくは低減されているか、又はその程度について評価する。

(2) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性に係る評価

事業者が計画する環境保全措置について、国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性が図られているかについて評価する。

第3 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

環境要素	調査、予測及び評価の手法
景観	1 調査 (1) 調査項目 次に掲げる項目の中から、事業特性及び地域特性を踏まえて、予測及び評価を行うために必要なものを選択する。 ア 眺望景観の状況 (ア) 主要な眺望点及び視点場の状況

- (イ) 景観資源の状況
- (ウ) 主要な眺望景観の状況
- (エ) 眺望景観の価値の把握
- イ 圍繞景観の状況
 - (ア) 景観区（大区分、中区分、小区分）の区分
 - (イ) 景観区ごとの場の状態
 - (ウ) 景観区ごとの利用の状態
 - (エ) 景観区ごとの眺めの状態
 - (オ) 圍繞景観の価値の把握
- ウ その他必要事項
 - (ア) 構造物等の状況
 - (イ) 土地利用、地形及び地質の状況
 - (ウ) 海上及び海中における視点場の状況及び当該視点場における景観の状況（海からの眺望景観、海中における圍繞景観としての海中景観）
 - (エ) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（以下「世界遺産条約」という。）、県又は関係する市町村の景観形成条例等関係法令による指定、規制等
- (2) 調査方法
 - ア 眺望景観の状況
 - (ア) 主要な眺望点及び視点場の状況

眺望点及び視点場については、主に人文的要素（歩道、人口密集地、展望地点等）から、利用性、眺望性、歴史・文化性等の観点に照らして抽出する。
 - (イ) 景観資源の状況

景観資源については、基礎的要素（特徴的地形、海岸線等）と生物的要素（緑、生き物等）から、審美性、固有性、親近性、歴史・文化性、視認性等の観点に照らして抽出する。
 - (ウ) 主要な眺望景観の状況

眺望景観の状態の把握に当たっては、既存資料や地形図、空中写真、ヒアリング調査、現地調査等による情報の収集・整理並びに当該情報の解析により、数値地形モデル等の作成とそれらを用いた視認性解析の実施、現地踏査による目視確認、写真・ビデオ等の映像情報の取得、カウント調査、ヒアリング調査、アンケート調査等を行うものとする。

利用の状態の把握に当たっては、眺望点として利用されている場所の利用者数、季節変動、年変化、利用者の年齢層、グループ構成、頻度、眺望目的の利用上の特徴、眺望以外の利用の種類等を把握する。
 - (エ) 眺望景観の価値の把握

眺望景観の普遍価値（自然性、眺望性等）と固有価値（固有性、歴史性等）に含まれる認識項目の中から、重要と思われる認識項目を設定し、認識項目に対応した指標把握及び価値に関する直接的な認識把握、感覚量測定のためのヒアリング調査や評価実験等を行う。
 - イ 圍繞景観の状況
 - (ア) 景観区の区分

比較的精度の高い地形情報に基づく小水系・標高・傾斜区分、地形・地質の調査結果から得られた地形分類等の地形的要素と、植物の調査結果から得られた植生区分等の地被的要素、及び視認性解析や現地踏査による目視観察結果等の情報を組み合わせることによって、景観的均質性や一体性を目安として、圍繞景観を把握する空間単位としての区分を行う。

景観区の区分は階層構造になっていることから、地域特性や事業特性によって、大区分、中区分、小区分というように景観区の変化を捉えるのに適切な景観区を採用する。

(イ) 景観区ごとの場の状態

景観区ごとに、圍繞景観を構成している地学要素、自然現象、生物要素、人文要素といった観点から、個々の要素の状態を把握する。

(ウ) 景観区ごとの利用の状態

景観区ごとに、利用者数、季節変動、年変化、利用者の年齢層、グループ構成、頻度、利用形態を定量的、分類的に把握する。

(エ) 景観区ごとの眺めの状態

景観区ごとに、景観区内を透視図（スケッチ）、写真、ビデオ、コンピュータ・グラフィックス等の視覚的情報として把握するとともに、必要に応じて、見通し距離や明るさ、色彩等の視覚的刺激に関する物理量を現地での測定により把握する。

(オ) 圍繞景観の価値の把握

圍繞景観の普遍価値（多様性、自然性等）と固有価値（固有性、歴史性等）に含まれる認識項目の中から、重要と思われる認識項目を設定し、認識項目に対応した指標把握及び価値に関する直接的な認識把握、感覚量測定のためのヒアリング調査や評価実験等を行う。

ウ その他必要事項

(ア) 構造物等の状況

事業において計画されている構造物の位置、形態、意匠、色彩、素材及び敷地における緑化に関する事項について、事業計画より把握する。

(イ) 土地利用の状況、地形及び地質の状況

文献その他既存資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理・解析による。

(ウ) 海上及び海中における視点場の状況及び当該視点場における景観の状況（海からの眺望景観、海中における圍繞景観としての海中景観）

視点場の状況については、船舶の航路やダイビングポイント等を把握するものとし、文献その他既存資料及びヒアリング調査並びに現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理・解析による。景観の状況については、眺望景観の状況及び圍繞景観の状況の調査方法に準ずる。

(エ) 世界遺産条約、県又は市町村の景観形成条例等関係法令等による指定、規制等

文献その他既存資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理・解析による。

(3) 調査地域

ア 眺望景観

主要な眺望景観の視覚的变化の可能性のある範囲

イ 圍繞景観

事業実施区域近傍に設定した景観資源や眺望点・視点場の直接改変域や景観資源を構成する要素に変化を生じる可能性のある範囲

(4) 調査地点

景観の特性を踏まえ、調査地域における景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点

(5) 調査期間等

景観の特性を踏まえ、調査地域における景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期

2 予測

- (1) 予測項目
 - ア 視覚的变化による眺望景観の普遍価値と固有価値の変化の程度
 - イ 景観要素の状態の変化による圍繞景観の普遍価値と固有価値の変化の程度

- (2) 予測方法

- ア 眺望景観

- 事業特性、地域特性を踏まえて、次に掲げる予測方法から適切なものを選択し又は組み合わせて、現況における視覚的資料と比較することにより、視覚的な変化状況を予測する。眺望の変化による価値の変化については、設定した認識項目に着目して、視野や視程、視距離、視野内の構造物等の人工物占有率などによる視知覚に関する物理的変化量の測定や計量心理学的手法の適用により予測する。

- (ア) フォトモンタージュを用いた方法

- (イ) 模型等を作成する方法

- (ウ) コンピューター・グラフィックスを用いた方法

- (エ) 完成予想図を作成する方法

- (オ) 透視図を作成する方法

- (カ) オーバーレイによる方法

- (キ) 人間の価値認識の変化及び感覚量の変化を推定する方法

- (ク) その他適切な方法

- イ 圍繞景観

- 主に、景観区の区分と事業による直接改変域を同精度の地形図上でオーバーレイすることにより、圍繞景観の状態が変化する景観区を抽出した上で、直接改変による改変面積率等や景観区の場合、利用、眺めの状態の変化を示すことにより予測する。圍繞景観の状態変化による価値の変化については、設定した認識項目に着目し、類似事例等の引用による仮設的推定、ヒアリング調査やアンケート調査等による価値の変化に関する認識把握、視知覚に関する物理的変化量の測定や計量心理学的手法の適用により予測する。

- (3) 予測地域

- 調査地域に準ずる。ただし、調査の結果により、必要に応じて、予測地域を広げる等の検討をする。

- (4) 予測地点

- 景観の特性を踏まえ、予測地域における景観に係る環境影響を的確に把握できる地点

- (5) 予測対象時期等

- 景観の特性を踏まえ、予測地域における景観に係る環境影響を的確に把握できる時期

- 3 評価

- 次に掲げる項目について、事業特性及び地域特性を踏まえ、評価を行うこととする。

- (1) 環境影響の回避、低減に係る評価

- 対象事業の実施が、複数の案の比較や実行可能なより良い技術の導入等の環境保全措置により、環境に与える影響について回避され、若しくは低減されているか、又はその程度について評価する。

- (2) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性に係る評価

- 事業者が計画する環境保全措置について、国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性が図られているかについて評価

	する。
人と自然との 触れ合い 活動の場	<p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>次に掲げる項目の中から、事業特性及び地域特性を踏まえて、予測及び評価を行うために必要なものを選択する。</p> <p>ア 主要な人と自然との触れ合い活動の場</p> <p>(ア) 主要な人と自然との触れ合い活動の場の状況（位置、規模、区域、分布状況）</p> <p>(イ) 主要な人と自然との触れ合い活動の場の利用状況、利用形態及び利用環境</p> <p>(ウ) 主要な人と自然との触れ合い活動の場へのアクセス形態</p> <p>(エ) 利用の観点から見た主要な人と自然との触れ合い活動の場の価値（潜在的な価値を含む。）</p> <p>イ その他必要事項</p> <p>(ア) 土地利用の状況</p> <p>(イ) 文化財保護法等関係法令による指定、規制等</p> <p>(2) 調査方法</p> <p>ア 主要な人と自然との触れ合い活動の場</p> <p>(ア) 文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(イ) 現地調査によるカウント調査や写真撮影、ヒアリング、アンケート等の社会調査的手法</p> <p>(ウ) 既存資料や地図の解析または現地調査によるアクセスルートの状態の把握（種類、形状、路面・幅員状況、位置、歩道、駐車場、トイレ、代替ルートの本数等）、交通量、特定地点間の所要時間、利用者数、利用手段（徒歩、自転車、自動車等）等の把握</p> <p>(エ) ヒアリングやアンケート等の社会調査的手法による、普遍価値（普及性、多様性、傑出性等）と固有価値（郷土性、親近性、歴史性等）に関する認識項目についての、人々が活動・利用を通じて場に対して感じている価値の程度の把握</p> <p>イ その他必要事項</p> <p>(ア) 土地利用の状況</p> <p>文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(3) 調査地域</p> <p>人と自然との触れ合い活動の場の特性を踏まえ、人と自然との触れ合い活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>(4) 調査地点</p> <p>人と自然との触れ合い活動の場の特性を踏まえ、調査地域における人と自然との触れ合い活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>(5) 調査期間等</p> <p>人と自然との触れ合い活動の場の特性を踏まえ、調査地域における人と自然との触れ合い活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期とする。なお、調査期間等の設定に当たっては、季節別・時間帯別の利用や大型連休、夏休み等の利用ピーク時と平日の利用等の把握ができるよう考慮する。</p> <p>2 予測</p> <p>(1) 予測項目</p> <p>ア 人と自然との触れ合い活動の場の分布及び利用環境の改変の程度</p>

	<p>イ 人々の活動・利用の変化</p> <p>ウ 人と自然との触れ合い活動の場へのアクセス特性の変化</p> <p>(2) 予測方法</p> <p>ア 事業計画による土地造成や伐採等の直接的改変区域と人と自然との触れ合い活動の場の分布及び利用環境の状況とをオーバーレイすることによって、改変の程度を予測する。</p> <p>イ 事業の実施による人と自然との触れ合い活動の場の空間特性の変化(騒音、悪臭、夜間照明、水質汚濁、大気汚染、景観変化等による環境の状態の変化)を予測し、それに伴う活動・利用への影響及び変化の程度について、活動種ごとに予測を行う。</p> <p>ウ アクセスマートの位置や形状の変更、工事車両の通行や供用後の車両の通行等による利用特性の変化について、改変の内容や発生する交通量等から予測する。その際は、人々の利用性や快適性の変化なども考慮する。</p> <p>(3) 予測地域</p> <p>調査地域のうち、人と自然との触れ合い活動の場の特性を踏まえ、人と自然との触れ合い活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>(4) 予測対象時期等</p> <p>人と自然との触れ合い活動の場の特性を踏まえ、予測地域における人と自然との触れ合い活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p> <p>3 評価</p> <p>次に掲げる項目について、事業特性及び地域特性を踏まえ、評価を行うこととする。</p> <p>(1) 環境影響の回避、低減に係る評価</p> <p>対象事業の実施が、複数の案の比較や実行可能なより良い技術の導入等の環境保全措置により、環境に与える影響について回避され、若しくは低減されているか、又はその程度について評価する。</p> <p>(2) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性に係る評価</p> <p>事業者が計画する環境保全措置について、国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性が図られているかについて評価する。</p>
<p>歴史的・文化的環境</p>	<p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>次に掲げる項目の中から、事業特性及び地域特性を踏まえて、予測及び評価を行うために必要なものを選択する。</p> <p>ア 文化財等の状況</p> <p>(ア) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)等に規定する文化財(以下「文化財」という)のうち、同法等に基づき指定又は登録された土地に密接な関係を有する有形文化財(重要文化財、登録有形文化財等)、無形文化財(重要無形文化財等)、民俗文化財(重要無形民俗文化財、重要有形民俗文化財等)、記念物(史跡、名勝、天然記念物等)及び伝統的建造物群の種類、位置又は範囲、指定区域等並びにその価値を形成している環境の概要</p> <p>(イ) 文化財保護法等に基づき指定又は登録されていないが、それらに基づく指定基準に適合する土地に密接な関係を有する文化財の種類、位置又は範囲及びその価値を形成している環境の概要</p> <p>イ 埋蔵文化財包蔵地の状況</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地の位置、範囲、内容及び分布状況</p>

- ウ 歴史的街並み、御嶽や拝所等の風土・伝統的行事及び祭礼等の場、その他の文化財に準ずるものの種類、位置又は範囲及びその価値を形成している環境の概要
- エ その他必要事項
 - (ア) 県又は市町村景観形成条例等関係法令及び計画等、その他の予測に必要な事項
- (2) 調査方法
 - ア 文化財等の状況
 - 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。
 - イ 埋蔵文化財の状況
 - 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。
 - ウ 歴史的街並みや御嶽・拝所等の状況
 - 文献その他の資料、現地調査、ヒアリング等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。
 - エ その他必要事項
 - 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。
 - なお、現地調査については、関係行政機関の指導を受け、文化財保護法の規定に基づき実施する。
- (3) 調査地域
 - 文化財等及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえ、歴史的文化的環境に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
- (4) 調査地点
 - 文化財等及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえ、調査地域における歴史的文化的環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点
- (5) 調査期間等
 - 文化財等及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえ、調査地域における歴史的文化的環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期
- 2 予測
 - (1) 予測項目
 - ア 対象事業の実施による文化財等及び埋蔵文化財包蔵地の現状変更、損傷、改変等の程度
 - イ 対象事業の実施による歴史的街並み、御嶽や拝所等の風土・伝統的行事及び祭礼等の場、その他の文化財に準ずるものの現状変更、損傷、改変等の程度
 - (2) 予測方法
 - 事業特性、地域特性を踏まえて、次に掲げる予測方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。
 - ア 文化財等及び埋蔵文化財包蔵地の改変の程度を把握し予測する方法
 - イ 歴史的街並み、御嶽や拝所等の風土・伝統的行事及び祭礼等の場、その他の文化財に準ずるものの改変の程度を把握し予測する方法
 - ウ 類似事例から推定する方法
 - エ その他の適切な方法
 - (3) 予測地域
 - 調査地域のうち、文化財等及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえ、歴史的

	<p>文化的環境に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>(4) 予測対象時期等</p> <p>文化財等及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえ、予測地域における歴史的文化的環境に係る環境影響を的確に把握できる時期</p> <p>3 評価</p> <p>次に掲げる項目について、事業特性及び地域特性を踏まえ、評価を行うこととする。</p> <p>(1) 環境影響の回避、低減に係る評価</p> <p>対象事業の実施が、複数の案の比較や実行可能なより良い技術の導入等の環境保全措置により、環境に与える影響について回避され、若しくは低減されているか、又はその程度について評価する。</p> <p>(2) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性に係る評価</p> <p>事業者が計画する環境保全措置について、国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性が図られているかについて評価する。</p>
--	--

第4 環境への負荷の量の程度により調査、予測及び評価されるべき環境要素

環境要素	調査、予測及び評価の手法
廃棄物等	<p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>次に掲げる項目の中から、事業特性及び地域特性を踏まえて、予測及び評価を行うために必要なものを選択する。</p> <p>ア 廃棄物及び建設発生土の処理並びに処分等の状況</p> <p>(ア) 一般廃棄物</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物</p> <p>(イ) 産業廃棄物</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物</p> <p>(ウ) 建設発生土</p> <p>土地の形状の変更又は工作物の設置工事によって発生する土砂</p> <p>イ その他の必要事項</p> <p>ダイオキシン類対策特別措置法等関係法令及び計画による指定、規制等</p> <p>(2) 調査方法</p> <p>ア 廃棄物及び建設発生土の処理並びに処分等の状況</p> <p>(ア) 文献その他の資料及び現地調査、関係機関への聴き取り調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。</p> <p>(イ) 事業内容を勘案し、廃棄物の発生状況、廃棄物の管理及び再生状況、発生時期等について明らかにする。</p> <p>イ その他の必要事項</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。</p> <p>(3) 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺地域</p> <p>2 予測</p> <p>(1) 予測項目</p> <p>対象事業の実施に伴い発生する廃棄物及び発生土の種類、発生量等</p> <p>(2) 予測方法</p> <p>事業特性、地域特性を踏まえて、次に掲げる予測方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ア 事業計画から推定する方法 イ 排出原単位から推定する方法 ウ 類似事例から推定する方法 エ その他適切な方法 <p>(3) 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>(4) 予測対象時期等 供用開始後の定常状態及び工事の実施による影響が最大となる時期</p> <p>3 評価 次に掲げる項目について、事業特性及び地域特性を踏まえ、評価を行うこととする。</p> <p>(1) 環境影響の回避、低減に係る評価 対象事業の実施が、複数の案の比較や実行可能なより良い技術の導入等の環境保全措置により、環境に与える影響について回避され、若しくは低減されているか、又はその程度について評価する。</p> <p>(2) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 事業者が計画する環境保全措置について、国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性が図られているかについて評価する。</p>
<p>温室効果ガス等</p>	<p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目 次に掲げる項目の中から、事業特性及び地域特性を踏まえて、予測及び評価を行うために必要なものを選択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に指定されている物質 イ その他必要事項 地球温暖化対策の推進に関する法律等関係法令による規制基準等 <p>(2) 調査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 温室効果ガス 温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量に係る原単位、地域内のエネルギー資源の状況、温室効果ガスを使用する設備、機械の状況等についての文献その他の資料及び関係機関への聴き取り調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。 イ その他の必要事項 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。 <p>(3) 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺地域</p> <p>2 予測</p> <p>(1) 予測項目 温室効果ガスの排出量又はエネルギー使用量の程度及びそれらの削減の程度</p> <p>(2) 予測方法 事業特性、地域特性を踏まえて、次に掲げる予測方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の原単位を基に排出量又は使用量を算出する方法

	<ul style="list-style-type: none"> イ 類似事例から推定する方法 ウ その他適切な方法 <p>(3) 予測地域 対象事業区域</p> <p>(4) 予測対象時期等 供用開始後の定常状態となる時期</p> <p>3 評価 次に掲げる項目について、事業特性及び地域特性を踏まえ、評価を行うこととする。</p> <p>(1) 環境影響の回避、低減に係る評価 対象事業の実施が、複数の案の比較や実行可能なより良い技術の導入等の環境保全措置により、環境に与える影響について回避され、若しくは低減されているか、又はその程度について評価する。</p> <p>(2) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 事業者が計画する環境保全措置について、国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性が図られているかについて評価する。</p>
--	---

第5 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素

環境要素	調査、予測及び評価の手法
放射線の量	<p style="color: red;">1 調査</p> <p style="color: red;">(1) 調査項目 次に掲げる項目の中から、事業特性及び地域特性を踏まえ、予測及び評価を行うために必要なものを選択する。</p> <p style="color: red;">ア 放射線の量の状況 空間線量率等によって把握されるもの</p> <p style="color: red;">イ その他必要事項</p> <p style="color: red;">(ア) 大気質の状況 粉じん等（粉じん、ばいじん及び粒子状物質）</p> <p style="color: red;">(イ) 気象の状況 風向、風速、気温、日射量、放射収支量、降水量等</p> <p style="color: red;">(ウ) 平常時及び降雨時における河川、海域の濁度、浮遊物質量の状況（河川にあっては、その調査時における流量等の状況を含む。また、降雨時の調査にあっては、その調査時の降雨等の状況も含む。）</p> <p style="color: red;">(エ) 降雨時の海域における濁水の拡散の状況</p> <p style="color: red;">(オ) 河川、海域の底質中の懸濁物質含量、強熱減量、粒度組成等の状況</p> <p style="color: red;">(カ) 地形・地質、土壌（種類、分布、粒度組成、沈降速度、流出係数等）、集水域の状況</p> <p style="color: red;">(キ) 廃棄物及び建設発生土の処理等の状況</p> <p style="color: red;">(ク) その他必要な情報（水利用、土地利用の状況等）</p> <p style="color: red;">(2) 調査方法</p> <p style="color: red;">ア 放射線の量（空間線量率等によって把握されるもの）の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。 現地調査は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則」（平成23年環境省令第33号）又は「ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー（平</p>

成4年改訂、文部科学省放射能測定法シリーズ)」に定める方法その他適切な方法による。

イ その他必要事項

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。

(3) 調査地域

対象事業実施区域及びその周辺地域並びに粉じん等の拡散の特性、流域の特性及び赤土等による水の濁りの変化の特性を踏まえ、放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域

(4) 調査地点

粉じん等の拡散の特性、流域の特性及び赤土等による水の濁りの変化の特性を踏まえ、調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点

(5) 調査期間等

粉じん等の拡散の特性、流域の特性及び赤土等による水の濁りの変化の特性を踏まえ、調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯

2 予測

(1) 予測項目

対象事業の実施により変化する一般環境中の放射線の量の状況とする。

(2) 予測方法

事業特性、地域特性を踏まえて、次に掲げる予測方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

ア 放射性物質の拡散又は流出の防止措置を踏まえ定性的に予測する方法

イ 既往の放射性物質の知見に基づき定性的に予測する方法

ウ 類似事例から推定する方法

エ その他適切な方法

(3) 予測地域

対象事業実施区域及びその周辺地域並びに調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性、流域の特性及び赤土等による水の濁りの変化の特性を踏まえ、放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域

(4) 予測地点

粉じん等の拡散の特性、流域の特性及び赤土等による水の濁りの変化の特性を踏まえ、予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点

(5) 予測対象時期等

放射線に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期

3 評価

次に掲げる項目について、事業特性及び地域特性を踏まえ、評価を行うこととする。

(1) 環境影響の回避、低減に係る評価

対象事業の実施が、複数の案の比較や実行可能なより良い技術の導入等の環境保全措置により、環境に与える影響について回避され、若しくは低減されているか、又はその程度について評価する。

(2) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性に係る評価

事業者が計画する環境保全措置について、国、県又は関係する市町村が

実施する環境の保全に関する施策との整合性が図られているかについて評価する。

第3章 港湾環境影響評価に係る技術指針

港湾計画に係る環境影響評価の実施については、第1章（第3及び第6を除く。以下同じ。）の規定を準用する（ただし、配慮書、方法書、補正後の評価書及び事後調査に係る第4の4の(5)、第4の6、第4の8の(5)、第4の9、第4の11の(2)のオ、第4の13、第4の14及び第4の15を除く。）。この場合において、第1章中「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「対象事業」とあるのは「対象港湾計画」と、「事業特性」とあるのは「港湾計画特性」と、「環境影響」とあるのは「港湾環境影響」と、「準備書」とあるのは「港湾環境影響評価準備書」と、「評価書」とあるのは「港湾環境影響評価書」と、同章第4の1の「当たっては、計画段階配慮事項についての検討の経緯等について整理した上で」とあるのは「当たっては」と、同章第4の11の(1)中「条例第13条第1項の規定により対象事業に係る準備書に条例第5条第1項第3号から第5号までに規定する事項」とあるのは「条例第48条第3項において準用する条例第13条第1項第2号に規定する対象港湾計画の内容」と、同章第4の11の(1)のア中「6の(1)に掲げる方法書の記載事項」とあるのは「主要な港湾施設の規模及び配置に関する事項の概要」と、同章第4の11の(1)のイ中「対象事業の工事の実施に係る工法、期間、工程等の工事計画の概要」とあるのは「埋立地の規模及び配置に関する事項の概要」と、同章第4の11の(1)のウ中「その他対象事業の内容に関する事項」とあるのは「その他の対象港湾計画に定められる港湾開発等に関する事項」と読み替えるものとする。

港湾計画に係る環境影響評価の実施について第1章の規定を準用する場合においては同章第4の1の(1)のア、イ及びオの規定は適用しないものとし、同章第4の1の(1)中「ウ 対象事業実施区域の位置」とあるのは「ア 対象港湾計画区域の位置」と、「エ 対象事業の規模及び内容並びに供用に関する事項」とあるのは「イ 埋立地の規模及び配置に関する事項の概要」と、「カ その他の対象事業に関する事項」とあるのは「ウ その他の対象港湾計画に定められる港湾開発等に関する事項」と読み替えるものとする。

対象港湾計画について港湾環境影響評価その他の手続きを行う港湾管理者は、港湾環境影響評価を行うに当たっては、港湾計画に定められる事項の精度を考慮し、これに応じた項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。

附 則（平成19年9月28日告示第600号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成19年11月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、平成19年9月28日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成19年11月1日（以下「施行日」という。）前に沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づく方法書の公告を行っている対象事業については、この告示による改正後の沖縄県環境影響評価技術指針（以下「新指針」という。）第1章の第3の6の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 事業者が施行日前に条例第15条の規定に基づく準備書の公告を行っている対象事業については、新指針第1章の第3の6から15までの規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 事業者は、施行日前においても、新指針第1章の第3の1から6までの規定の例により、方法書の作成等を行うことができる。
- 5 前項の規定により方法書の作成等が行われた対象事業については、施行日において、新指針の相当する規定により当該方法書の作成等が行われたものとみなす。

附 則（平成25年12月27日告示第665号）

この告示は、平成26年2月1日から施行する。

附 則（平成 年 月 日告示第 号）

この告示は、平成 年 月 日から施行する。

別表

		影響要因の区分	工事の実施			施設等の存在及び供用		
環境要素の区分								
環境の自然環境的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質						
		騒音						
		振動						
		低周波音						
		悪臭						
		風害						
	水環境	赤土等による水の濁り						
		水の汚れ						
		地下水の水質						
		底質						
		水象						
	土壌に係る環境	土壌汚染						
		地盤沈下						
		地形・地質						
その他の環境	電波障害							
	日照阻害							
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸域生物							
	海域生物							
	生態系							
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観							
	人と自然との触れ合い活動の場							
	歴史的・文化的環境							
環境への負荷の量の程度により調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等							
	温室効果ガス等							
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量							